

国立大学協会

報 會

昭和 27 年 11 月

第 3 号

米国の大学に於ける 全人教育事務 (STUDENT PERSONNEL SERVICES) 見学報告書	一
茨城大学長 鈴木京平	
一、事業報告	一四
第五回総会、役員会、委員会 (専門委員会) 等	
二、会計報告	二九
二十六年年度決算、二十七年年度豫算、現在額等	
三、叢報	三三
会則、役員名簿、フルブライト法の概要等	

国立大学協会会報才三号正誤表

頁	項目	誤	正
1	才五 S.P.S.の現況 自次	11 団体活動	11 団体活動
34	上段 復習の項	大行目と二行目の間に下記六名を記入する 山根新治(鹿根大) 坂園ひばり(S.P.S.の仕事を指導)…… 補導…… 補導助言本部	坂部峻治郎(京都大) 山根新治(鹿根大) 坂園ひばり(S.P.S.の仕事)…… 補導…… 補導助言本部
35	上段 六行目 の(大)の「又」	云々補導……	補導……
3	下段 二十四行目	(3)補導助言部 学生が教育的家庭的又は……	(3)補導助言部 学生が教育的家庭的家庭的又は……
4	下段 二十六行目 二十七行目	常に硬直と援助を…… の仕事と直接関係にある……	常に硬直と援助を…… の仕事と直接関係にある……
5	上段 三行目	の健康問題について、	の健康問題について、
6	下段 (12)学生会費の項、十行目 上段 七行目	学生、休憩室、 (13)学生自治協会 外国の卒業生とモ	学生休憩室、 (13)学生自治協会 外国の卒業生とモ
7	上段 七行目	外国の卒業生とモ	外国の卒業生とモ
8	上段(才七、才八の言葉)七行目	事務の趣向をばくち	事務の趣向をばくち
14	上段(復習の項)五行目	矢田、原会長新仕接の	矢田、原会長新仕接の
16	上段 二十二行目	自由党及び大蔵省方面関係の	自由党及び大蔵省方面関係の
17	上段 五行目から六行目	七回の合同を行って	七回の合同を行って
18	下段 二十八行目	工、東京芸術、 方がよいとの意見、 見がかり	工、東京芸術、 方がよいとの意見、 見がかり
19	上段 七行目	に法的根拠がある禁止の 局長の特選を認めざるべし 庶務部長 伊藤豊吉が 古氏が は警察側になる 文部事務次官 鈴木亨弘	に法的根拠がある禁止の 局長の特選を認めざるべし 庶務部長 伊藤豊吉が 古氏が は警察側になる 文部事務次官 鈴木亨弘
22	下段 二十行目	新役員は各二十八日引続き、各常置委員は、	新役員は各二十八日引続き、各常置委員は、
23	上段 五行目	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス
27	別紙(京都大)選挙方法の行目	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス
32	上段 二十四行目	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス
36	下段 三行目	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス	才三……の着無き時は再授 は再授し…… 会計事務 B. J. グリフィス
19	下段(才一)常置委員会議(一行目)	午前七時→午後三時三十分	午前七時→午後四時三十分
20	上段 二十八行目	三……その他重要の施設禁止に	三……その他重要の施設禁止に
21	上段 十八行目	六 学生団体 七……の議決を経た	六 学生団体 七……の議決を経た
22	上段 十八行目	三 学部長は、当教	三 学部長は、当教
23	下段(才七)復習	昭和二十七年五月二十四日	昭和二十七年五月二十四日
24	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
25	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
26	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
27	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
28	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
29	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
30	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
31	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
32	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
33	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
34	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
35	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
36	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
37	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
38	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
39	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
40	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
41	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
42	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
43	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
44	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
45	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
46	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
47	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
48	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
49	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日
50	上段(才五)回覧会(一行目)	昭和二十七年五月二十七日	昭和二十七年五月二十七日

会 報

(第 3 号)

国立大学協会

目 次

米国の大学に於ける

全人教育事務 (STUDENT PERSONNEL SERVICES)

見学報告書……………茨城大学長 鈴木京平……………一

一、事業報告

- 1、役員会 (昭和二七・一・一九)……………一四
- 2、(旧)第一常置委員会第二分科専門委員会 (昭和二七・一・二六)……………一四
- 3、関東地区国立大学長会議 (昭和二七・一・二六)……………一五
- 4、役員会 (昭和二七・二・一六)……………一六
- 5、役員会 (昭和二七・三・一八)……………一八
- 6、(旧)第一常置委員会 (昭和二七・四・二五)……………一九
- 7、役員会 (昭和二七・五・二四)……………二一
- 8、第五回総会 (昭和二七・五・二七—二八)……………二二
- 9、役員会 (昭和二七・六・一四)……………二四
- 10、(新)第一常置委員会 (昭和二七・七・一八)……………二四

二、会計報告

- 1、昭和二十六年年度決算……………二九

三、彙 報

- 2、昭和二十七年年度豫算……………三〇
- 3、收支総額 (昭和二十七年四月一日起算)……………三二
A、收 入 B、支 出
C、残 額 D、支出内訳
- 4、末納会費……………三二
- 5、会計事務……………三二
- 1、本協会会則……………三三
- 2、本協会役員等一覧表……………三三
- 3、フルプライト法の概要……………三五
- 4、請願書(衆参両院議長宛)……………三六
- 5、大学設置審議会委員候補者推薦について……………三七
- 6、南原前会長え記念品贈呈……………三七
- 7、調査資料送付……………三七
- 8、和田理事ご逝去……………三七

米國の大学に於ける全人教育事務 (STUDENT PERSONNEL SERVICES)

見学報告書

茨城大学長 鈴木京平

目次

- 第一、見学の目的
- 第二、旅程の概要
 - 1、出発及び帰還
 - 2、各地見学場所と公式面接の人々(附録参照)
- 第三、調査研究事項と感想
 - 1、全人教育の目的と意義
 - 2、発達の歴史の概要と感想
- 第四、全人教育事務の行政機構組織
 - 1、学生部長
 - 2、事務職員の選任(機構組織表)
- 第五、S.P.S.の実際状況
 - 1、入学事務
 - 2、記録事務
 - 3、補導助言本部
 - 4、保健治療
 - 5、話方、読書力。聴覚矯正
 - 6、住居事務
 - 7、寄宿寮
 - 8、奨学金及貸費事務
 - 9、臨時雇傭及就職事務
 - 10、宗教活動
 - 11、団体活動
 - 12、学生会館
 - 13、学生自治会館
 - 14、卒業生関係事務
 - 15、初年生の取扱
- 第六、米國学生の長所
- 第七、結びの言葉

以上

第一、見学の目的

- 一、米國の大学に於ける全人教育事務(S.P.S.)に関する組織施設運営の実際状況の見学研究
- 二、米國大学の学生生活の実際視察

第二、旅程の概要

一、出発及び帰還

昭和二十六年九月十六日午後三時半羽田空港を米國飛行機フライイングタイガー(Flying Tiger)号で出発、途中ウエーキ島とホノルルに寄港九月十九日午前七時サンフランシスコ外のアラビス(Aravis)空港着、朝食後直ちにバスに乗り正午サンフランシスコ着。米國陸軍当局と面談同地一泊、九月二十日(木)朝同地出発米大陸横断の汽車で途中シゴゴ市に下車休憩、九月二十三日(日)朝ワシントン市着、翌二十四日(月)から Inter National Center で行われた Orientation に出席二十九日(土)終了、十月二日(月) Office of Education で見学旅行の日程計画を相談の上下記の各地を見学して十二月十八日米國海軍輸送船ランドール(U.S.S. General Randall)号に乗船午後三時サンフランシスコ港を解纜、十二月三十一日(月)朝横浜港に帰還した。

二、各地見学場所と公式に面談した人々

十月三日(火)から各所訪問見学を開始し下記の各地に於て見学した大学は公立私立大小種々の大学合計十八校その他に役所、教育協会等をも訪ねて公式に面会懇談した人々の数は約一三〇名でその氏名は別紙附録に記載した通りである。

尚、この外各大学の各部署の事務員及び寄宿舎に於ける座談会等に於て私的に多数の男女学生、教職員と親しく懇談する機会を得た。

(1) ワシントン (Washington, D.C.) 及びその附近

オフィス オフ エデュケーション (Office of Education)
インターナショナルセンター (Inter-National Center)
ペンタゴンビルディング (Pentagon Building)

- ハワード大学 (Howard University)
- ジョージワシントン大学 (George Washington University)
- アメリカンカウンシルンエデュケーション (American Council on Education)
- ナショナルエデュケーション協会 (National Education Association of the United States)
- メリランド大学 (University of Maryland)
- (2) ニューヨーク市 (New York City)
- コロンビア大学 (Columbia University) の内
教育学部 (Teachers' College) 及びコロンビアカレッジ (Columbia College)
- (3) ケムブリッジ市 (Cambridge)
- ハーバード大学 (Harvard University)
- ボストン工科大学 (Massachusetts Institute of Technology)
- (4) デラウェア州 (Delaware, Ohio)
- オハイオウェスレヤン大学 (Ohio Wesleyan University)
- (5) シカゴ市 (Chicago City)
- シカゴ大学 (University of Chicago, Ill)
- (6) メディソン市 (Madison, Wisconsin)
- ウイスコンシン大学 (University of Wisconsin)
- (7) ミネアポリス (Minneapolis, St. Paul, Minn.)
- ミネソタ大学 (University of Minnesota)
- マカレストカレッジ (Macalester College)
- (8) ボールター市 (Boulder, Colorado)
- コロラド大学 (University of Colorado)
- (9) デンバー市 (Denver, Colorado)
- デンバー大学 (University of Denver)
- (10) ロサンゼルス (Los Angeles, Calif.)
- 加州大学 (University of Calif, Los Angeles)

- 南加大学 (University of Southern Calif.)
- (11) ストックトン市 (Stockton, Calif.)
- ストックトンカレッジ (Stockton College)
- 太平洋大学 (University of the Pacific)
- (12) サンフランシスコ (San Francisco, Calif.)
- サンフランシスコステートカレッジ (San Francisco State College)

第三、調査研究の事項と感想

一、全人教育事務 (S.P.S.) の目的と意義
 簡単に表現すれば個々の学生をしてその天賦の能力を、知的、精神的或は身体的の各方面に於てその短を補ひ長を伸し最高度まで發展せしめ各個人はその能力に応じて均整のとれた自己を完成し自己の福祉を増進すると共に社会はまたその發達した個人を有することによつて自らその進歩發展を來たすようにしようとするものである。換言すれば一個の人間としてもまた社会の一員としても完全な人間を作るといふことである。その目的を達するためには学生がその教室内の活動のみでなく教室外の学生々活即ち大学という一つの社会生活に於て安心して楽しく自ら進んで自主自律的に自由と責任をもつた活動が行われ、不知不識の間に自己完成の方向に進んで行けるような環境に置いてやるように学校当局者は消極的積極的の両方面から心身の發達完成に必要な施設をし適當な補導をしてやる必要がある。

時として大学教育者特に独逸の大学の流れを汲む学者の中にはこの種の教室外の施設經營の仕事即ち S.P.S. は學術の研究眞理探求等の如き知的教育とは關係のない別の仕事のように考えて居るものがあるが、然しこれは誤解の甚しいものである。この仕事は個人の心身の能力を最高度に發揮し得るようにするのが目的であるからこれがよく行われればその個人の知的能力研究的能力もまた自ら充分に發揮出来るようになるわけで、大学の重要な目的の一つ即ち學問技術の發達伸展の上にも欠くべからざる仕事と云わなければならぬ。

二、發達の歴史の概要

全人教育事務(S.P.S.)の問題は米国内でも比較的近代の發達である。その兆候は既に今世紀の始めにあつたようであるが、多くの識者の注意をひくようになったのは第一次世界大戦後のことである。即ち独逸流の知育偏重の大学教育に疑問がもたれて來た際にあの大戦が始つたのである。

当時独逸はその科学の進歩に於て世界第一を誇つて居つた。一例をいへば時の皇帝カイザーは自國の科学の進歩を賞讃して「独逸にはハーバーの空中窒素固定法がある。独逸にこの科学があれば何年戦争が統つとも火薬に肥料に困ることはない。如くに多くの國を相手とするもこの戦争は敗けることはない」と豪語したということが当時英國の新聞に出て居つたことを當時在英中であつた筆者は記憶して居る。勿論これがために独逸風の知識偏重教育が不可であるとしたかどうかは不明であるが、アメリカの教育者の間にこのS.P.S.の研究が始められたのは一九二六年頃からである。更にアメリカに於ける最高の教育団体であるアメリカ教育協會(American Council on Education)が全人教育の問題をとりあげて大学教育の一つの重要な一面としてその將來の發達についてその事務の性質と方向とを決定するために特別の研究を認めて、全國の大学教育者の代表を集め始めて委員会を結成したのは一九三七年のことであつた。爾來過去十数年の間に米国内に於けるS.P.S.の仕事は非常な發達をなし一九四八年七月には、米国内教育協會のこの部門の委員会は研究の結果その原理と實際について細目を確定して發表した。爾來これに従つて何れの大学でも全人教育のための施設運営について研究を重ね、今日では米国内の各大学は競うてこの仕事の完遂に努力して居る。我國ではS.P.S.の仕云を輔導(Guidance)厚生(Welfare)と呼んで居るが、これは適當な表現ではないと思ふ。勿論これは輔導や厚生の仕事には相違なきが、これを輔導厚生問題と呼ぶ時にはその運営の範囲が限定される恐れがある。S.P.S.は單なる輔導厚生という文字で言ひ現はし得るような狭い問題でなくして、學生を全人として育成するためのあらゆる施設手段方法で全学校当事者及び全學生の個人及団体のあらゆる活動を含む

広範な仕事である。故にこれを全人教育と稱するのが最も適當であり、そのための仕事が全人教育事務(S.P.S.)であると言ひたいのである。

第四、全人教育事務(S.P.S.)の行政機構組織

全人教育事務(S.P.S.)の仕事はその性質上、學長を始めその大学の全教職員は勿論一雇傭人に至るまで誰もが直接間接必ず何時か何れかの面でこれに關与するものである。然し何れの大学に於ても仕事の運営を円滑有効ならしめるために皆夫々適當な部所を定めてそこに專任の職員を配置して専門的にその事務を分掌して居る。また時には定時制の雇員を入れて仕事の一部を補助させて居る。而してその機構組織は地方により学校の事情によつて多少の差異があつて米国内でも一定の型というものはないが現在一般に行われて居るものは大体後に例示する如きものである。(九頁以下附表参照)

1、學生部長(Dean of Student)

多くの大学では多数の事務職員が各所に分れて事務を分掌するからその全体を統轄する本部として學生部という一局部を設けてそこに一人全体的行政責任者として學生部長を置き他の學部長と同格に學長に直屬させるのが普通である。

學生部長は學長及び各學部長に対し全人教育事務(S.P.S.)に関しては助言者となるものである。従つて學生部長室は學内に於けるS.P.S.の全面的の中央協力室であると同時に各學部の輔導事務特別輔導活動及び各學生寮の輔導助言事務等の本部でもある。

學生部長は事業の計劃豫算の編制等の責任者であると同時に學生部事務職員會議を巧に運営して各事務職員間の連絡提携を密接円滑ならしめ各事務が適切有効的に遂行されることに留意しまた適當な事務職員の配置及び補充を行いこれ等を鼓舞激励して各事務員の職務上の改善進歩向上を計る責任がある。更に學内の学部教室關係の教職員及びそれ等の仕事と學生部の仕事との間の連絡調整に當り常に學生部の事業に対する学校全体の協力態勢を整えることに努めこの事業の全学的發展を計る責任を有するものである。

上述の如く学生部長の職は極めて重要であるからこの任に当る人物は独裁的専横或は狭量であつてはならない。常によく他人の意見に耳を傾け得るは勿論であるが、殊にこの事業と直接密接な利害關係を有する学生達はこの事業の實際運営方法の巧拙及びその効果の如何について有効適切な批判や評価もなし得るものであつて専任事務員が往々にして職業的技巧的、單なる事務的に陥り易い弊に對して有力な刺激を与えこの事業の改善進歩とその支持とに著しき寄与をなすものであるから出来るだけ學生に接觸して彼等の言に耳を籍すだけの雅量の主主であることが大切であり、また平素この仕事の全体計画の効果について自からも反省し評価を試み或は政策委員会合同協議会等を設けて他の方面の多数の人々の意見をまとめて行政上教育上一層有効適切にこの事業の運営を計り絶えざる進歩發展を期することが肝要である。

(2) 事務職員の選任

S.P.S.の事務に従事する専任職員は只単にその専門の事務に精通しその仕事に堪能であるだけでは充分とはいえない。彼等は常に直接學生に接觸して自然にこれと人格的交渉を有つ場合が多いものであをからその選任には彼等の人格的職業能力を考慮に入れることが極めて肝要である。S.P.S.の事業は一部門の人々の努力のみでは決して完全な教育的効果が挙るものではないから、たとえ一局部の仕事に従事する者であつても自己の専門事務に通曉するは勿論であるがS.P.S.の他の職員の仕事にも理解をもち自己の仕事と他の仕事との關聯性をよく知つて常にそれと協力することを忘れず、またその学校のS.P.S.の全体計画の主要を把握して自己の受持つ仕事は全体計画中に如何なる位置を占めるかを了解して自分の仕事のやり方如何が全体計画の効果に及ばず影響を認識すると共に學生々活をよく理解してこれに同情をもち、全人教育に對する自己の責任を充分に自覺して居ることが大切である。何れの点から考えても幅の広い人物であることが一つの大切な要件である。

第五、S.P.S.の實際狀況

學生の個人的社会的資質の成長發達は、必然的に學生の入学前の經

歴、經驗は勿論、大学生活における四圍の環境によつて影響されるからS.P.S.の仕事は學生の成長發達に關係のある教室内外の諸活動の協力且つ統合的機能が必要である。どの學生も皆一樣にS.P.S.の總ての施設を必要とし、利用するわけではないが、学校としてはその諸施設を充分に準備して置くことが肝要である。米国の大学で親しく見聞したその實際情況は主要次の如きものであつた。

(1) 入学事務 (Admission)

この事務は入学志望者の経歴、經驗その他の背景の調査及び単に入学検定のみに関する仕事ではなく、入学志望者に對する輔導 (Counseling) の第一歩ともいふべきもので、大学の目的、性格、機構、内容等を入学志望者の父兄、高等学校の校長及び受持教員等によく理解させると同時に入学後、その大学の學生として知的方面に於ても充分な成績を挙げ得る能力を有し、入学後の學生々活が立派にやり通せて、充分成功する見込みのある人物を選抜して入学させる大事な仕事である。或る私立大学では、高等学校における卒業年度の學生について、大学志望者及びその父兄、高等学校等と往復文書の交換或は大学から係員が各地に出張して、直接本人、父兄、高校の責任者に面接して居る大学もある。而してこの事務は入学期の数ヶ月前から始めるところさえある。

(2) 記録事務 (Registrar)

新入学当時の記録のみならず、入学後の學生個人の知的關係の成績及びその學生の大学生生活の種々の面における進歩の狀況がわかるような記録を作製し、これを保管し利用するもので、入学の際には大学で規定した必要な項目について、各學生に各々同一記録を数部記録させ、一部はこれを本部に保管しその他をその學生が將來學ぶべき学部、或は男(女)子部長、寄宿寮の主任等に配布して居る。

(3) 輔導助言部 (Counseling Center)

學生の教育的家庭的或は本人の行為上人格上の調整問題、また恋愛や結婚の問題までも取扱うもので、熱練した親切な輔導者 (Counselor) が必要であると同時に、大学教育の目的達成に努力する學生に常に硬宣と援助を与えるために、全学の施設を結集的に活用出来るように計劃す

る。この仕事は心理学的試験及び他の特種の治療事務、即ちその個人について学生自身でより良く、且つ一層確実性のある評価と理解に達するのに必要な特種の精神病理学的、医学的治療の仕事と直接連繫をとつてゐる。また補導者助言者として働く各学部教師の選任には細心の注意を払い、よく気の練れた人で、専任補導役の努力を充分補い得る人物を選ぶことになつてゐる。而して最後の解決は補導者の考えを学生に押付けるようなことをせず、テストや診断等から得られた種々の資料によつて学生自身に判断させて、その結論を得させ、最後に補導者が適切な助言を与える。

(4) 保健治療事務 (Health Service)

身体的、精神的の健康問題について、治療という消極的方面のみでなく、積極的に健康管理及び健康相談を行つてゐる。何れの大学でも保健室には専任の医師や精神科医が数人と看護婦が居り、またX光線室、化学的検査室には専任の技術者が居る。運動競技その他不時の発病、負傷等の応急手当や治療の施設が無い大学はない。また歯科のある大学もある。これらの治療授業は特別大手術や特別高価薬以外はすべて無料である。学生は授業料に含めて一定の金額を保健治療費として納入することになつてゐるから、大学が一種の保健会社の役目をしてゐるわけである。また、たゞその大学には大小の差こそあれ、みな病院があつて、一週間から十日間とか無料入院とし、長期に亘れば最底額の入院料を支払うか或は父兄が引取つて他の病院に入れることになつてゐる。医学部のある大学では、大学病院の一部をS.P.S.の保健室にあて、医学部の職員が兼任しているのが普通であるが、或る大学では医学部の職員は教育及び研究の重要な本務があるから、これを利用して居るところもある。学生の健康保険は学生自治会の事業の一部として、保険会社と特別安い保健料金で契約してゐる大学もあり、大学が保険会社に折衝して学生に対しては、特に安い料金で学生個人が直接契約するものもある。

(5) 話方、読書力、聴覚矯正事務

(Speech, Hearing and Reading Clinic)

これ等の欠陥の原因を科学的、心理学的、医学的に試験、診断、研究して治療を要するものは臨床治療を行い、或は単に練習その他技術的指導によつて矯正し得るものは専門の指導者がこれを行う。学生以外の外部の依頼に応じて、吃音、外国訛、発音不良、失語症及び音声障害の治療或は聴覚不具者に相手の唇の動き具合によつてその意味をとらせる方法等を行う大学もある。

(6) 住居事務 (Housing)

何れの大学でも、学生の住居及び飲食に関しては重大関心をもつてゐる。その適否は学生の個人的心身の発達及び社会人としての資質の向上に大きな影響を及ぼすからである。

或る大学では、その事務室に大地図を掲げて着色硝子球を頭に着けたピンを地図上の学生居住場所に刺して、ピンの数や硝子球の色分け等によつて、その大学のどの種類の学生が、何処に何人住んでゐるかを一目して分明するようになつてゐる。また学生寮以外の下宿、貸間を利用する場合は、その家主から学校所定の用紙に所要事項を記入して届け出させ、書類審査の後に、大学の住居局の事務員が実地見聞に行きその家の周囲環境、家庭生活の状況、台所便所その他の衛生状態を調査し、適当と認められた上で許可し、年二回、全下宿家の主人を大学に集めて懇談会を催すところもある。

(7) 寄宿舎 (Dormitory)

一般に、その建物の立派なことから、内部施設の完備していることは、日本の一流ホテル以上で、日本の大学寄宿舎と比べて、余りに懸隔が甚しく問題とならぬので記述を略するが、それにしても、日本の寄宿舎も何とかもう少しよくしてやりたいものである。男子と女子とは別々の建物に收容して女子学生には門限がある。また年令二十才以下の学生で、自宅から通学出来ないものは、必ず寮に入舎すべき規定を設けた大学もある。またある大学では初年生は全部一年間は寮生活させ、一つの寮舎には一人の舎監(大学の教職員又は大学院の学生)及び助言者を置き、初年生の二〇乃至三〇人宛の中に一人の上級生を交えて寝食を共にさせてゐる。然しこれ等の人々は、学生の管理監督という意味よりも寧ろ相

談相手としてである。寮生は寮の自治会を設け、学生の中からその役員を選出して自治生活することになつてゐる。

(8) 奨学金及び貸費生事務 (Scholar-Ship and Loan)

奨学生は優秀な学生に対する経済的援助の意味であつて、貧困学生に對する施物としてではない。その決定は委員会に於て行ふ。この場合月謝免除は行わない。月謝その他の学費を支弁し得るために経済的不如意の優秀生に奨学金として与えるという立て前である。貸費はその学生の家庭の経済状態によつて必要と認められた額を貸与することは日本と同様であるが、臨時に月謝納入期限に家庭の都合で納入出来ぬ学生とか、臨時に書籍その他学用品を購入するために一定期限付で小額を融通する大学もある。

(9) 臨時雇備及び就職事務 (Employment and Placement)

臨時雇備事務と卒業後の就職事務は、別室で処理してゐるところが多い。臨時雇備は米国内においては、学内或は寄宿舎等において多数の学生を雇用してゐる。また常に学外求人者との連絡を密接にして、求人の仕事の種類を男女別に分類し、男女の求職学生は申込用紙を色分けにして事務の整理整頓に留意してゐる。

卒業後の就職事務は職業補導事務と連絡を保ち、事務室には職業関係の図書室を設け、また各会社、工場毎にその内容がわかる印刷物を一つのファイルに納めて陳列し、学生の閲覧に便にし、全国大地図を掲げて主なる会社、工場等の所在地及び先輩卒業生の在職状況等が一目して知り得るようにし、卒業後の就職斡旋は主としてこの事務員が行ひ各学部の部長や教授は関係せぬのが普通であるが、専任事務員は各学部教授及び卒業生の援助を得て、この事業の完遂に努めてゐる。ある大学では学生と求人者との面談室を設けたところもある。

(10) 宗教活動事務 (Religious Activity)

在学中及び卒業後の生活を豊かにするために、宗教に関する正しい知識を与へ、倫理的標準、行為の正しい概念を理解させるために、専任の宗教補導員が各派宗教の学生団体を一堂に集め、或は各個人について宗教に関する補導を行うものである。

(11) 団体活動 (Group Activities)

学生自治協会を始め、各種の学生の自然的興味と要求から生れる団体自治活動を奨励し、これに便宜を与へこれを適当に補導するもので、運動娯楽、文化的事業その他多種多様の団体を設けさせ彼等の学生生活を豊富にすると共に、各学生はその属する団体の一員としてその共同社会内の自己の地位に應じて、その義務責任を果し自然に社会人としての資質の向上となり、同時に他の共同団体に対する態度を学ばせるものである。

(12) 学生会館 (Union Building)

上述の如く、大学は学生将来の人生を豊かにする基礎をつくるために種々の施設運営をなすものであるが、就中学生の教室外における自治的活動は最も重要なものとしてゐる。而してこの学生の教室外の生活及び諸活動の多くは、学生会館にその本拠を置き、現時米国内各大学は競うて学生会館の完備充実に努力し、その建物を改築又は新築してゐるもの数ヶ所を見受けた。

学生会館には、学生自治協会を始め、各種の自治団体の本部事務室をこゝに集中して、学校当局との連絡学生各自治団体間の連絡を便にするのみならず、各種の学生委員会議室、図書室、キャプエテリア式食堂、学生、休憩室、携帶品預所、宴会場、ダンス室、美術室、理髮室、演劇室、映写室、音楽室、写真暗室、手工室、卓球、球突室、ラヂオ、スタヂオ、図書文具店、印刷室、郵便電信室等の施設があり、或は卒業生及び来客のためのホテルを経営してゐるところもある。学生会館は、学生教職員及び卒業生の合同管理局を設けてこれを管理し、専任の職員を置いてその運営に当らせる大学もあり、或は一切の管理経営を学生自治協会にゆだねて学生部で補導してゐるところもある。各学生は登録して自由に会員となり会費は年度始めに授業料に含めて納入する。娯楽計劃等は、学生を含めた全学生の意向を参酌して決定する。

或る大学では、学生会館の経営を一つの企業化して、最初学生、教職員、卒業生、三者合同して一定の基金を作り、更に外部から資金を借り入れ或は株式組織として所要の資本を作り、会館の建築及び運営資金と

し、食堂、賣店、ホテルの経営等によつて生ずる利益金及び学生教職員の会費を以つて借入金、年賦償還或は外部の株主に対する利益配当をなす等、特別の独立会計をしているものもある。我國の公立では会計法の上から夢にも考えられぬが米国立立大学では寄宿寮にもこの方法を取り入れ州の会計当事者は利益が上り州経費を軽減し得るところから却つてこれを喜んでゐる。

(13) 学生自治協会 (Student Self Government Association)

各学生は、自動的にその会員となり、自治協会は全学の学生自治に関する行政及び立法、時には裁判の機能を有し、毎年春期に各団体から代表的に選出された学生の行政委員会によつて政治は行われる。然し学生の自治協会長は、全学生の一般投票によつて選出される。

(14) 卒業生関係事務 (Alumni Office)

何れの大学も、その卒業生との連絡を密にすることに努めている。卒業生事務室には、多くは、その学校の卒業者を主任として、その俸給は卒業生の団体の負担とするもの、或は学校の職員として俸給の一部を負担する大学もある。国内の卒業生は勿論、外国の卒業生とも連絡を保ち、常にその消息を知る一面また卒業後に於ても、これを補導する意味でもある。また入学志望者の推薦、選択、或は新卒業者の就職或は大学に対する経済的援助等、母校の発展に対する卒業者の関心を期待するものである。

(15) 初年生の取扱 (Programs for Freshman)

大学社会の一員としての新生活に馴れさせ、大学における知育的、人格的教養上の注意を与え、また S.P.S. の施設の利用についてよく知らしむると同時に、その学校の伝統、学風にそまじむるために、何れの大学に於ても初年生の取扱いは、万全の策を講じている。その主なるものを挙げて

(A) 新入生オリエンテーション週間

(New Students Orientation Week)

入学当初の一週間に行ひ、学部又は学生からの歓迎祝賀会、補導者との懇談会、或は全学の教職員学生の合同遠足又は初年生全体の宿

泊旅行等を行い、この週間に身体検査、その他、学部補導者及び学生部事務員の補導上に必要とする新入学生の知能、性格、興味等に関するテストも行ひ、各学生に関する記録を作製する。

(B) 助言補導者の決定 (Adviser or Proctor)

修学上の助言者として新入学生一〇〜一五に対し学部教授中から一人の助言者を選定する。

(C) 寄宿寮を決める (Dormitory)

多くの大学において、初年生は、一年間初年生のみの寄宿舎に收容し、その中に少数の優秀な上級生を交えて、寢食を共にせしめ、大学所在地に実家を有する学生でも、全部入寮させる大学もある。初年生の生活を精神的にも、身体的にも、快適たらしめるため、特に食事、運動、娯楽、衛生等に留意し、その大学の立派な伝統の維持と寮風の昂揚に努めている。

(D) 学業成績の通知

初年生の間は、各学期毎に、その学業成績、品行等を父兄及び出身高等学校長に通知して、本人の教育上の参考とし、また高等学校教育上の参考にもしている。要請により本人にも渡す。

(E) 初年生図書館 (Freshman Library)

初年生は、みな一般教養学科を修めるから、同一種類の参考書を多数取りそろえて置く必要があるばかりでなく、多数の初年生が同時に集る場合が多いため、特に初年生のみの図書室を設けることが便利であるという。

(F) その他

初年生の教育に、特に留意している一つの現れとして、上級生と区別するために、初年生に限り、赤色、緑色等の特別の帽子を使用させる大学もある。初年生は、喜んでこれをかむつてゐる光景は、米国の学生らしい実に無邪気なほくえまじしところである。

第六、米國学生の長所 (Good Point of Students)

(1) 一般に快活で明朗で、その態度は落ちついて居つて、こせこせ

したところが見られない。然も、その振舞は豁達である。

(2) 自主自律の精神に富み、自由を尊ぶかわりに責任感が強い。

(3) 常識に富み、批判力が発達しているせいか他人の言動に附加雷同することが少いという。従つて学生自治活動の中に政治クラブを許してあつても一部少数の者に引きずられて常軌を逸した行動をなす者もなすという。

(4) 教室外の自治活動が盛である。

(5) 社交性に富み、学校は自分達のものであるという観念が旺盛で、大学の良否、世評の如何については、学生も、その責任を分かつべきであるという考が強い。

第七、結びの言葉

以上は、米国における S.P.S. の施設、運営の実際情況の大要に過ぎないが、その施設は実に完備充實しておつて財政不如意の日本では到底真似も出来ないところである。然し、その精神だけでもこれをとり入れて我国独自の発達を期したいものである。そこで物的施設の不十分を精神で補わねばならぬ日本の学生部当事者の苦勞は思いやられる。何とかして優遇の道を開きたいものである。要する S.P.S. の目的は、単なる補導や厚生事務の問題ではなくて、全人教育 (Mature of Whole Person) 完成の問題である。勿論、その手段方法としての Counseling や advice のためには心理学、哲学、精神病学、人類学、社会学、その他の知識が必要ではあるが、然し、学校当事者が、これ等の知識を充分に有し且つ立派な施設があつたとしても心の底から学生を眞の人間に完成したいという愛情がなかつたなら、それ等の仕事は徒に形式に流れて、眞の効果は挙がるものではない。即ち S.P.S. の仕事は学校当事者の愛情の力によつてのみ完遂されるものであるといつて、あえて、過言ではあるまいと思ふ。

学生部長は、学生を取締るもの、という日本の昔の学生主事或は生徒監のような考え方であつてはならぬ。S.P.S. が有効に行われれば、特に思想問題をやかましく言つたり、特にその善導に苦勞したりしなくと

も学生は毎日の学生々活の和やかな楽しい落ちついた雰囲気の中にあつて自主自律的に、自ら自己を啓発することが出来るわけである。もしこれが出来ないとなれば、どこかに S.P.S. のやり方に欠陥があると思わなければならぬ。また S.P.S. の仕事は、学長始め、全学の教職員が心を一つにして行はなければ、円滑に遂行出来るものではない。殊に当事者たる学生部と、学校の経済面を掌る事務局と學術方面を受持つ各学部との心からの協力が最も大切である。この全学一致を要する仕事に対しては、先づ学長その人の心構が最も重要で、学長はその愛する学生のために、常にこれ等各部局の融和協力について、陰に陽に心を用い、気をくばることがこの事業成功の源泉であると信ずる。この稿を結ぶに當つて、特に記録したいことは、この見学調査便宜のために米国政府文教当局の与えられた注意深い御尽力御好意と、各大学当局が寄せられた寛容と、多大の親切とである。これによつて、私は極めて愉快に最も有益の調査研究が出来たと信ずる。

私は心から最大の感謝を捧げてやまぬものである。

以上

(公立大学の一例)

学 長

学 生 部 長

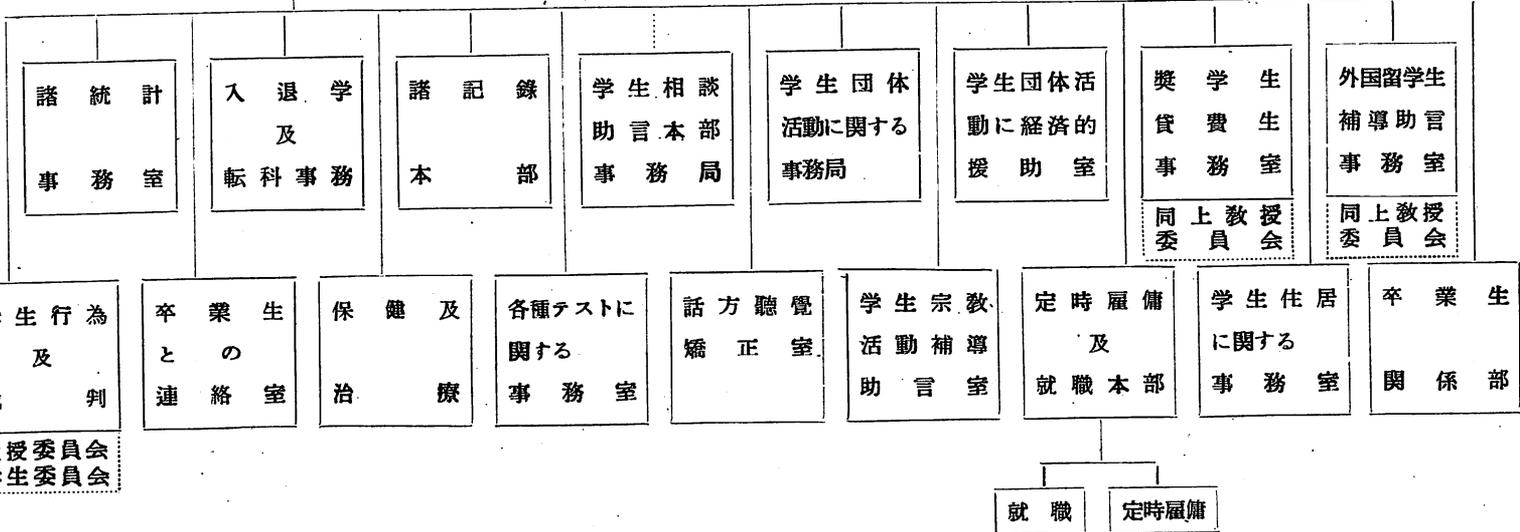
S.P.S協議会

男 子 部 長

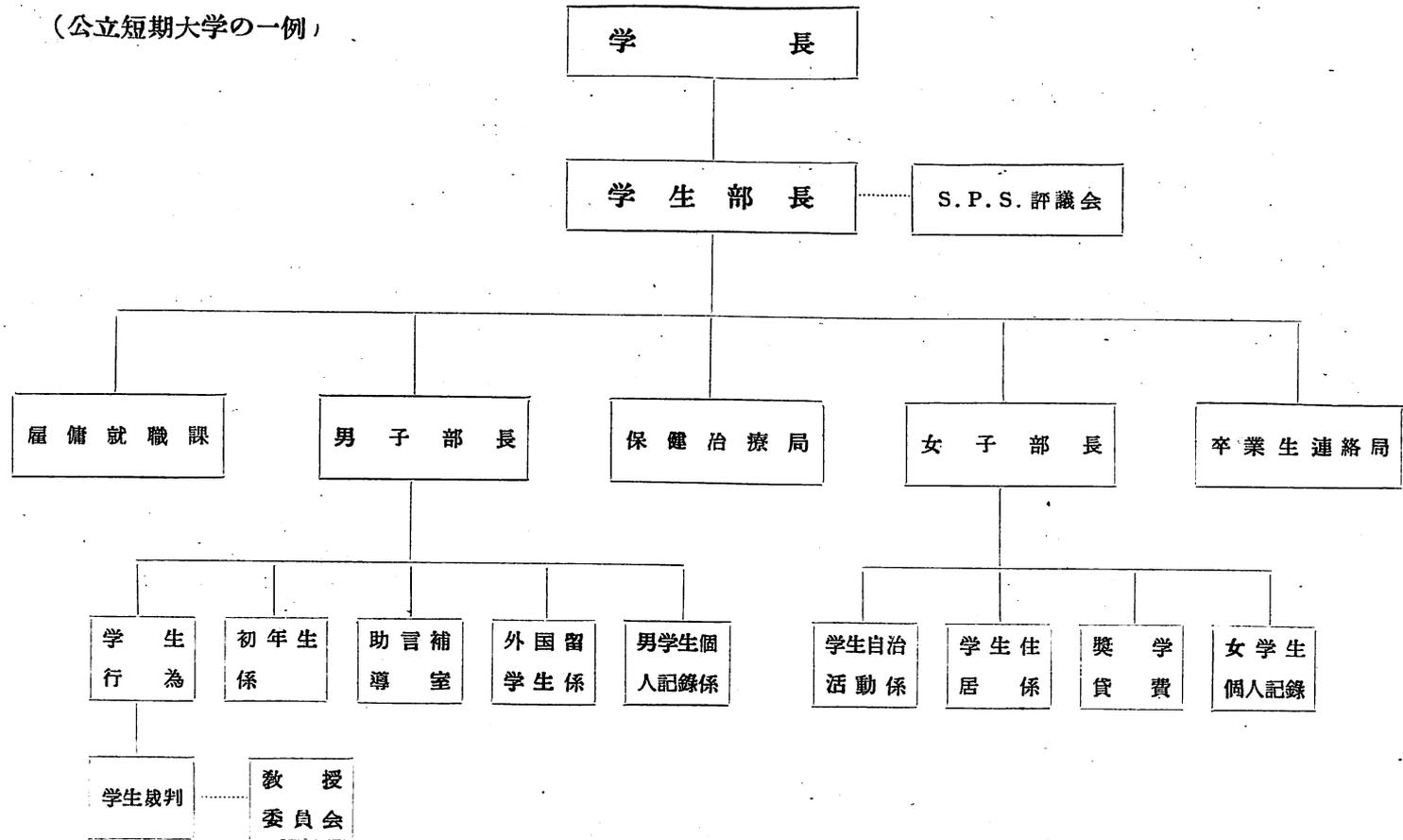
男学生に対する一般的助言学生生活
 動組織の規則政策及びその機能に
 関する問題等、其の他寮生及フラ
 ターニター下宿学生の管理

女 子 部 長

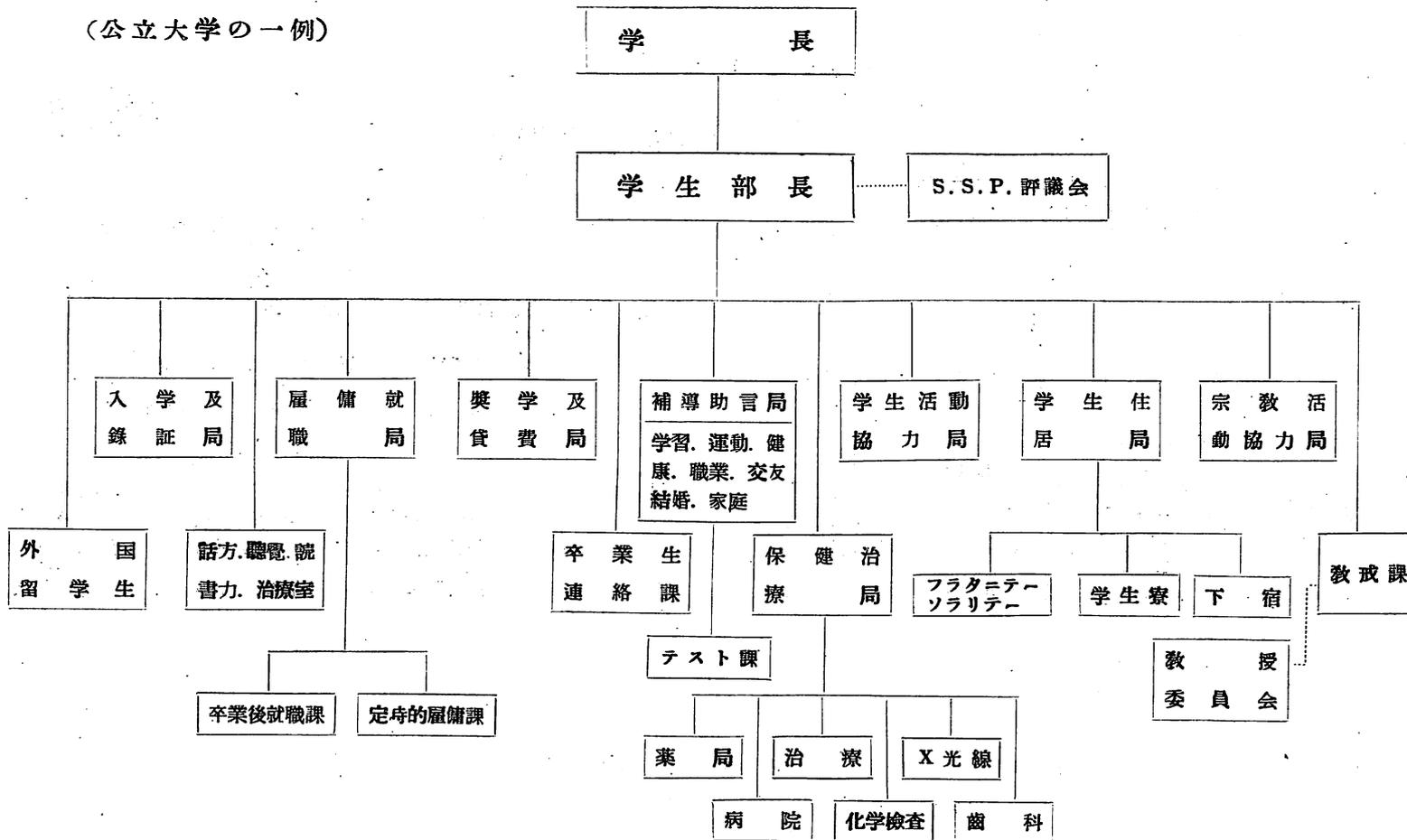
女子学生に対し男子部長と同僚の
 仕事をなす其の他寄宿舎及びソラ
 リテー管理



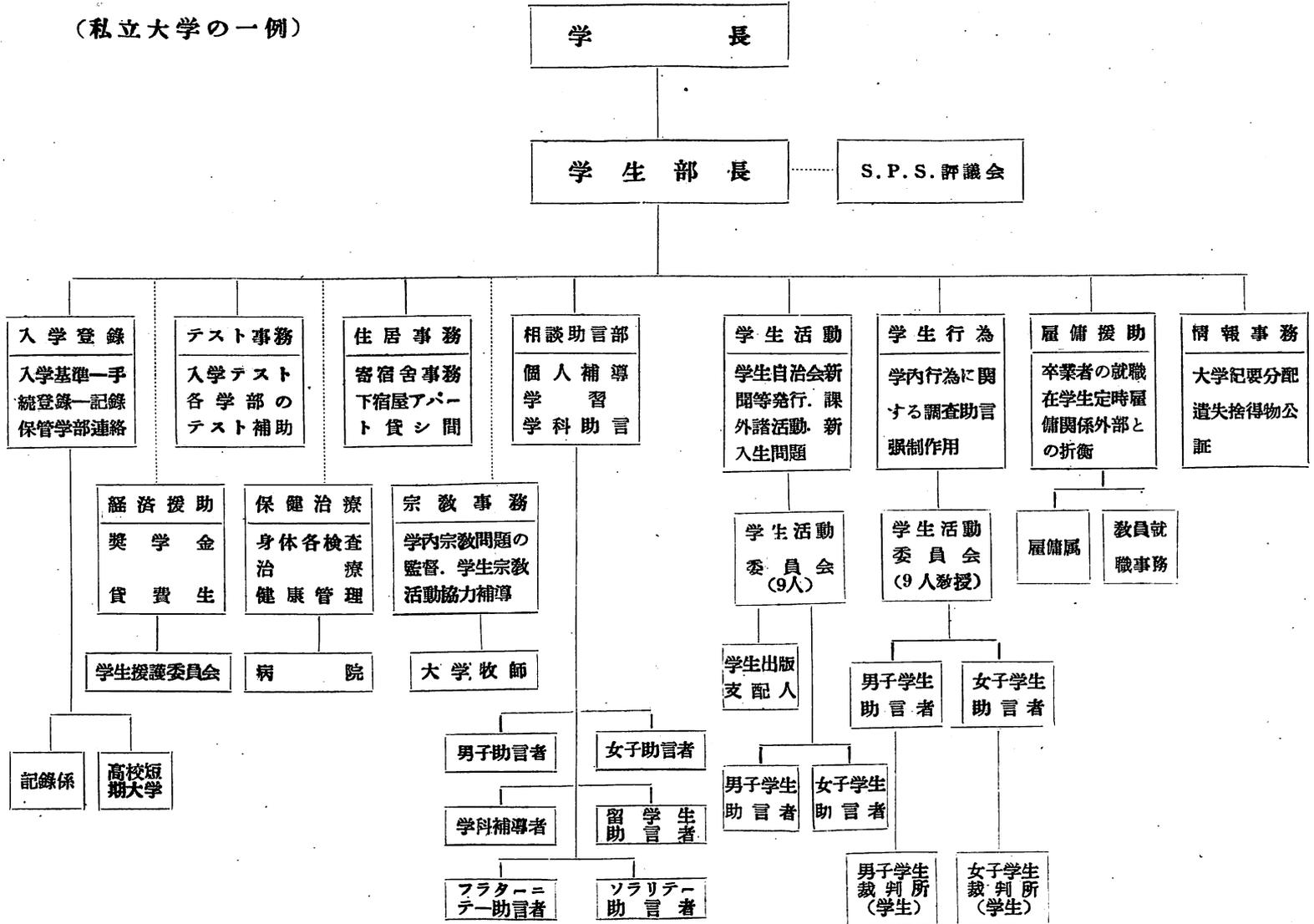
(公立短期大学の一例)



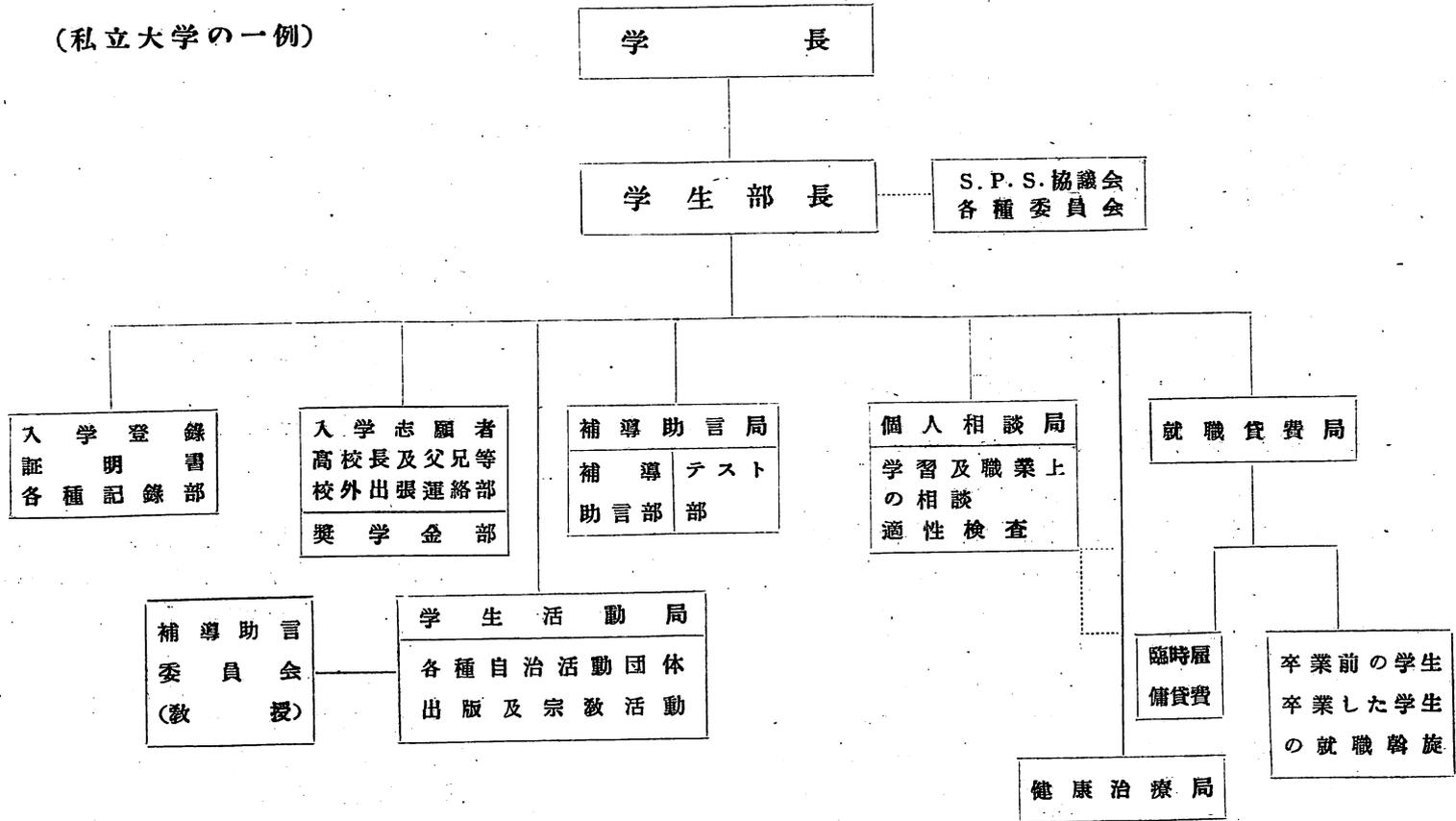
(公立大学の一例)



(私立大学の一例)



(私立大学の一例)



一、事業報告

1、役員会

日時 昭和二七・一・一九(土)午後一時↓午後五時
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 会長、副会長、各理事、監事
文部省側 日高次官、稲田局長、春山課長
矢野原会長新任挨拶の後直ちに議事に入る。
議題の主なもの

(一) 国立大学授業料値上げについて

(二) 昭和二十七年国立大学の予算について

(三) 所謂「教職就職禁止法案」について

(四) 大学管理法案について

日高文部次官から

授業料の値上げは、昭和二十七年入学学生から適用するものであつて、現行年額三、六〇〇円を六、〇〇〇円に値上げするものである。物価の値上りの程度や私立大学の授業料年額二〇、〇〇〇円などの事実など自由党及び大蔵省方面の意向もあり彼此勘案するとき、この年額六、〇〇〇円はリーズナブルであると思はれる。最初は年額七、二〇〇円に即ち現行の倍額にせよとの意向もあつたが、年額六、〇〇〇円におちついた次である。

昭和二十七年国立大学関係予算は

総額二百五億一千九百万円で、今年度に比し五十一億余万円の増となつてゐる。

この内、人件費は百十三億九千九百万円で今年度に比し十七億六千六百余万円の増となつてゐる。

講座研究費は今年度と同額である。

学生経費は六億八千五百余万円で、今年度に比し二億六千余万円の増

となる。

厚生補導、学生の健康保健などのために一億二千七百余万円を計上し、学生関係費用としては、今年度に比し約三億円増となつてゐる。

次に 所謂「教職就職禁止法案」であるが、それは昭和二十六年十二月二十四日付毎日新聞紙上に発表されたものである、新聞記者が特ダネ式に利用したもので、担当事務官の研究試案程度のもので私(次官)の手許まで来なかつたような次才で何等公的決定のあつたものではない。

次に 大学管理法案は、その内容がなお研究の餘地があるので、次の議会には提出されない旨の説明があつた。

右について、稲田局長、春山課長から補足的説明が行はれ、各役員から学生の政治運動などについて質疑応答があつた。

(一) 本日の会議は重要であるから、主旨徹底のため各地区別に、大

学長会議を近日中に開催すること
(二) 関東地区国立大学長会議は、一月二十六日(土)午後三時から
東京大学で開催すること、し 午後五時散会

2、第一常置委員会第二分科専門委員会(旧)

日時 昭和二七・一・二六(土) 午後一時↓午後三時
場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 お茶の水女子大学長、新潟大学長、各専門委員

お茶の水女子大学長野口明氏から

本専門委員会は昨秋来同年未まで七回の合同を行つて研究調査を遂げた結果、統計事務も一応完了したので、「高等学校に於ける履修科目選択に関する参考資料の件」として、左記の通り文部省に提出した。

なおこの印刷製本が文部省のご協力によつて完了したので、昭和二十七年五月七日国大協庶才九五号をもつて、各国立大学事務局長宛に、それぞれ送付済である。

記

国大協庶才九十一号

昭和二十七年二月七日

国立大学協会事務局長 進藤小一郎

文部省大学学術局長

稲田清助殿

同初等中等教育局長

辻田力殿

高等学校に於ける履修科目選択に関する参考資料の件

今回本協会に於いて高等学校教育と大学教育との連絡改善に資するため本調査を試みましたが結果を御報告します。この調査は全国立大学について専攻学の立場から高等学校在学中に履修して欲しい科目の要望の状況を調べたものです。従つて高等学校教育担当者にもよい参考になると思ひますので御手数ながらなるべく速かに周知方御取計らい願ひるならば幸です。

なを本調査の副産物として高等学校の現行学習制度についての希望事項が集められましたのでその概要を貴官まで御参考のために添付します。ただしこの希望事項については本協会もまだ十分検討して居りませんから單なる個々の意見の傾向として他日の参考程度に御諒解下さつて結構です。

希望事項

(一) 選択制について

文科系理科系を通じて現選択制に対する不満が少なくありません。殊に理科系にあつては理科と数学とについて全科目の必修少なくもその中三科目ぐらいの必修を希望するものが多く總じて必修科目の増加を求め場合によつては単位を減じても広い基礎教養を希望してゐる空氣が感ぜられます。

(二) 単位制について

社会、数学、理科何れも四科目でいづれも五単位になつていますがあまりに機械的であるので、この劃一制は検討を要するとする説が若干あります。又社会の中の時事問題は課外にするを可とし或は単位数を減すべしとする説も少数ながらあります。

(三) 其他

文科系については漢文と才二外国語を今までよりも重視すべしとの説が若干あります。芸能系、家政系、職業課程系においはそれぞれの専

門科目をある程度修得せしめたいと云う要望が強いことを認めます。

また道德教育に対する必要を指適したのも若干あります。以上追て、文部省から、全国高等学校に対して、本件につき、印刷物を配布されること、存じますが、本協会としても同時に各国立大学各学部各学科別に配布する必要がありますので、本協会分として若干五百部実費を以て増加印刷下さるよう、ご依頼申し上げます。

3、関東地区国立大学長会議

日時 昭和二七・一・二六(土) 午後三時→午後五時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茨城、宇都宮、群馬、千葉、東京学芸、東京教育、お

茶の水女子、電気通信、一橋、東京医科歯科、横浜

国立、新潟、山梨、信州、各大学長。

代理、埼玉、東京外国語、東京水産、各大学事務局長

欠席大学には事後打合せ済み。

議事

矢内原新会長から、新任の挨拶があつて後

去る一月十九日(土)開催の本協会役員会において、各地区別に大学長会議を開催して、主として今回の授業料値上げ問題について協議することになつた旨、及び右役員会における内容を説明して、審議に入つた。審議された主な事項は次の通りである。

(1) 昭和二十七年以降大学入学生から年額六、〇〇〇円の授業料を徴集することは、諸般の事情から止むを得ないものとしてこれを諒承する。

(2) 授業料値上げに伴い、学生側の政治的反対運動も豫想されるが、之に対し善処する必要がある。

(3) 昭和二十七年入学生経費予算において、約三億円増となつたことも説明資料の一つである。

(4) 育英資金のベースを引上げ及び、その人数を増加するよう協会から要望する必要がある。しかして授業料値上げと同時に則ち今年四月

からこれを実施するようにした。

(5) 医学部入学生に対しては昭和二十七年度に大学に入学したのでないから授業料上げは行わないことにしたい。

(6) 授業料の減免の範囲を拡大して欲しい。これは新入学生に対しても実施すること。

(7) 教員養成の大学に対しては、入学志願者が減少すると思はれるが、授業料の減免の範囲を拡大すれば、その心配は軽減されるものと思ふ。

(8) 国家の防衛費と文教費との比重を予算面において研究する必要があると思ふ。

会長から右に對し、

来る二月十六日(土)に本協会役員会開催を予定し、各地区大学長会議の様子もわかるからその会議の結果意見を取り纏めて関係当局に具申したいと思ふ旨を述べられた。

なお

(1) 昨年(廿六年)十二月二十四日附毎日新聞紙上に発表された所謂「教職員就職禁止法案」は文部省においては正式に考慮していない。

(2) 大学管理法案は、審議末了となつてゐるがこの議案に提出する運びにはならぬ。

(3) 教育刷新審議会は廃止され、これに代つて、中央教育審議会に組織される筈である。

(4) 本日欠席の東京農工、東京藝術、東京工業の各大学には、二、三日中に個別に連絡をとる。

旨の説明があつた。

東京学芸大学長から、昭和二十七年一月二十五、六、七日の三日間、本学において、学生自治会を開く企てをもつて全国国立大学教育学部に招請状を秘密に發送して、遂に一月二十五日、本学に約七十名ばかり各代表学生が参集して、大会開催の挙に出たので、無断集合の故を以て、集合開催を禁止した旨の経過報告があつた、なお国立大学協会の他に教育大学協会が別に存在しているが、今後連絡を密にして同一歩調を執る

必要がある旨の要望があつたのに対して事情を説明し、円滑を期したい旨を答えられた。午後五時半散会

4、役員会

日時 昭和二七・二・二六。午後三時→午後六時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 矢内原会長、森戸副会長、宮脇、高橋、小池、富山、戸田、勝沼、今村、菊池、鰐淵、各理事

中山、田中、各監事。

戸田、鈴木、小池、沢田、各委員長

議事

矢内原会長挨拶の後

去る一月十九日(土)開催の役員会において、申合せた通り各地区別大学長会議を開かれたと思うので各理事からそれぞれ当該会議模様を報告ありたき旨を述べられ、

北海道地区宮脇理事、東北、高橋理事、関東、矢内原会長、中部(北陸方面)戸田理事、中部(東海方面)勝沼理事、近畿、今村理事、中国四国、森戸副会長、九州菊池理事から交々報告あつたが、いづれも今回の授業料の値上げは遺憾ながら事情やむを得ないものとして諒承し今後起ると予想される学生の政治的活動について善処しなければならぬ趣旨の報告あり、これに對して、

1、育英資金のベースを引上げ貸与学生数を増加すること

2、医学部医学科、歯学部歯学科学生には授業料値上げを適用しないこと、学芸学部教育学部の二年課程から四年課程への進学にも適用しない

3、授業料減免の範囲を拡げること

4、予算については防衛費と教育費との比重を考へて教育費の増加をはかるべきであること

が共通して強く要望されたが特に近畿地区今村理事より授業料の値上げは昭和二十六年度以前にいづれの国立大学(私立は別)にもせよ入学

しているものに対しては昭和二十七年以降の転学、転部、再入学は勿論医学部歯学部への入学者に適用すべきではないとの強い主張が行われた。

これに対して中山監事、沢田才四常置委員長から、医・歯学部入学生に対する免除を認めず、一律に値上げを実施した方がよいとの意見があり

会長から、医・歯学部への進学生は、新入学生と認めることにして、文部省に答申することにし、その採否は文部省に任せるとの発言があつた。尙今村理事から医・歯学部入学生の値上げすべきでないとの少数意見と付せられた旨述べられた。

又、中山監事から、昭和二十七年年度予算を見ると、表面三十五億円増となつてはいるが、その内十七億円が給与費で十七億円が施設費であるから、大した増加ではない様である。

次に授業料値上げに際して、昭和二十七年年度から授業料の減免の現行五%の中を拡充して倍数一〇%にされたい旨を明示して文部省に要望されたい。育英、奨学資金は、人数と額とを現行より増加されたい旨も併せて要望されたい。との発言があつた。

学生の政治活動と教育基本法及び学校教育法について

学生の政治活動は、いよいよ活発となり、現在及び将来最も考慮を要するところであり、これが補導には、結局現行の教育基本法と学校教育法等に法的根拠がある、禁止の明文がないので、この際むしろ立法化してはとの意見もあつたが、現状では上乘な対策ではなく、寧ろ大学の厚生補導部の良識によつて善処して行つた方が賢明であらうとの意見が多かつた。

その一つとして厚生補導部の強化があげられその一つとして厚生補導部長の待遇が問題となつた即ち

教授又は助教教授を以て之にあてるか、或は事務職員でも差支ないのか、種々意見も述べられたが、結局、教授又は助教教授に限るとする必要はない、事務系統の職員でも、これを認めることにし、この場合、その待遇は、教授又は助教教授に準ずることとし、将来事務局長の待遇まで認める

ことが望ましいということにおちついた。(国立学校設置法施行規則第五条参照)。

日本ユネスコ連盟加入について

本協会は、夙に国連ユネスコを支持することに決めたが、まだ日本を代表する機関が存在しないので、現存の民間団体である日本ユネスコ連盟に加入することは、なお研究の餘地があるので、正式に日本を代表するユネスコ機関が創立される際には、進んで之に加盟すると共に、現存の民間団体たる日本ユネスコ連盟加入は、適當の時期を選んで之を行ふことになつた。

南原前会長への記念品贈呈について

南原前会長に対する記念品贈呈は、一月十九日開催の役員会において、会長及び副会長に一任されていたが、前会長が固辞されたので未済となつてはいるが、いずれそのうち機会を得て実施する申合せを行つた。

追て、授業料値上げについては、左記写の通り文部省当局に申入れた。

写

国大協庶才九三号

昭和二十七年二月二十三日

国立大学協会々長 矢内原忠雄

日高文部次官殿

稲田大学々術局長殿

昭和二十七年新入学生から授業料値上げ予定のことについて、当協会は貴官の詳細な説明を基礎にして、役員会、地区別会議を開催、種々協議の結果、今回の値上げは事情已むを得ざるものと認め、これを了承し、今後の学生指導の態度につき同一步調に出でよう、種々申合せたのであるが、その際次の事項が要望されましたので、右御諒承の上、これが実現方お取計い下さるようお願い申し上げます。

一、授業料減免の範囲を拡げること。

授業料値上げとなるべき新入学生から従来行われていた授業料減免の範囲を五分程度拡げ貧困学生の修学を容易ならしめること。

二、奨学生の人員とその貸与額を増加すること。
三、昭和二十七年年度以降の授業料値上げによる増収額は、必ず、国立大学の経常的経費の増加に充てられること。
四、授業料値上げの適用範囲について

中途の転入学による学生は当然除外される外、教育学部、学芸学部等において、二年の課程を修了し四年の課程に進む学生についても適用しないこと。但し、医学部入学の学生については、適用されても己むを得ないものと認めるが、このことに就いても少数の強い反対意見のあつたことを附記する。

5、役員会

日時 昭和二十七年三月十八日午前十時→午後一時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 矢内原会長、各理事、監事

文部省 稲田局長、春山課長

矢内原会長の挨拶に引続き

去る二月十六日(土)開催の役員会の決定に基き、授業料値上げについて、本協会としての態度を明かにすると共に、要望事項を附して二月二十三日文部次官及び大学々術局長宛申告して置いた旨及び本協会事務局庶務部長伊藤亀吉氏が二月末日附で退職されたので、二万円を支出した旨を報告して承認を得、その後任となつた庶務課長竹腰重丸氏を紹介された。

なお「警察官の教室立入及び大学構内における学生逮捕事件について。昭和二十七年三月十二日、東京大学(三二頁)のプリントを各役員に配布した。

次いで、直ちに、本日の主たる議題

「大学の自治と警察取締との関係について」文部当局を加えて検討審議されたが

「本日、協会としては、このことに関し決議文よりのものは作成しない。国会における法務委員会、文部委員会も今日まで結論を出していないが、近く何等かの勧告がある筈であるから、それまで静観することにする。腫物の切開手術もある時機を見る必要がある。文部当局も出席されているから本日の空気がよくお無りのこと、信ずる。会長より、時機を見て文部大臣に会つて懇談する」ことゝなつた。午後一時散会

参考資料

(1) 朝日新聞(昭和二十七年三月二十日附夕刊)

東大事件双方に行過ぎ

参院法務委。文相、法務総裁に勧告

学園の自治と治安の限界をどこにおくべきか―東大事件の調査を進めていた参院法務委員会は廿日午前委員長、理事打合せ会を開いて協議した結果、治安と文教の最高責任者たる木村法務総裁、天野文相に對して「勧告」を行うことになつた。この「勧告」ではとくに「次官通達」は現行通り尊重すること「警察側の特高的職権乱用を戒めること。等を強調している。要旨次の通り。

一、学問研究の自由と大学の自治は十分尊重しなければならないが、このため学園の自治と秩序はあくまで学園の責任において守らなければならない。

二、次官通達はあくまで現行通り尊重しなければならないが、今回の事件は大学、学生、警察側にそれぞれ行き過ぎのあつた点が認められる。今後は大学側も警察側も「通達」の主旨にそつて責任を果すべきである。

三、警察は特高的な警察権の濫用と人権を無視するような行為をつつしむべきである。

四、大学は学内の秩序維持に全責任をもつて努力すべきである。

五、治安と文教の最高責任者である法務総裁と文相は事件が行政運営の欠陥から起つたことを反省し、将来再びかゝる不祥事を繰り返さぬようにすべきである。大学といえども治外法権ではない。治安の最終責任は警察にある。

六、なを次官通達について大学、警察側に意見の一致しない点があれば施行細目等について双方で十分話し合いを行うべきである。

(2) (資料) 写全文

国大才二三五号

昭和二十五年七月二十五日

東京都内所在の
国立公立私立大学長
短期大学長
専門学校長 殿

文部事務次官 劍木亨弘

集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都

条例の学校内における解釈適用について

先般上記の条例が改正され七月三日から施行になっていますが、この条例の学校内における解釈適用について警視庁と協議の結果、別紙(A)のとおりに決定しましたので、その取扱に遺憾のないように願います。

おつて同条例の解釈適用に疑義のある場合は、所轄警察署長と協議の上処理されるよう希望します。

別紙(A)

才一 都条例才一条による集会等のうち、学校構内(学校長が管理上の責任を負う地域又は建物その他の施設)におけるものについては、当該学校の管理者又は学校長の承認を得て、その許可申請をするものとする。

才二 学校構内における集会で、ある場所を区切り特定人のみで行われ一般公衆が自由に参加し得ない状態にある次のようなものは「公共の場所における」集会とみなされず、したがつて許可の申請は必要としな

す。

(1) 学校当局が主催者となつて、学生・生徒・児童又は特定人を対象とするもの。

たとえば、学内講演会・学芸会・映画会・展覧会・教職員懇談会・学校教育法才六九条による公開講座・学会・研究会等

(2) 学校当局以外の者が主催する場合
当該学校の教職員・学生・生徒その他「学校長の承認した」特定の人又は団体がその学校の管理者又は学校長の定める手続による許可を得て

特定の者を対象として行うもの。たとえば、学生大会・生徒会・講演会 PTAの会・父兄会・卒業生懇談会・学会・研究集会・官公庁等の主催する講習会等。

才三 学校構内における集会・集団行進・集団示威運動等の取締については、当該学校長が措置することを建前とし、要請があつた場合警察がこれに協力すること。

才四 研究所等の学術研究施設におけるものについても上記才一から才三までの例によること。 以上

6、第一常置委員会(旧)

日時 昭和二十七年四月廿五日(金)午前七時→午後四時三十分

出席者 戸田委員長ほか委員全員

傍聴東北大学長

戸田委員長から

大学管理法が果して何時から施行されるに至るか、現在のところ、なお不明なので

本協会才一常置委員会としては、これに対処するため各大学共通の問題となつてゐる。

- 1、評 議 会
- 2、教 授 会
- 3、学 長
- 4、学 部 長

等に関して、検討審議し、成案を作成して、来る才五回総会に提案附議の上、一定の根本方針を決定して、文部省に対し、本協会長名を以て建議又は具申したいと考へる。ついで、金沢大学管理規程案を各委員のお手許に配布して置きましたから、これについて審議進行されたい旨の発言があり

各委員からそれ／＼意見の開陳が行われ、才一試案が左記の如く作成された。

才一章 総則

〇〇大学

(この規程の目的)

才一条 この規程は、大学の自治を尊重し、大学の適正な管理を図ることを目的とする。

才二条 本学の管理に関する機関の組織・権限及び運営等については、法令に別段の定めがある場合を除く外、この規程の定めるところによる。

才二章 評議会

(設置)

才三条 本学に評議会を置く。

(評議員)

才四条 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織する。

一 学長

二 学部長

三 各学部の教授 三名以内

2 前項才三号の評議員は、各学部毎に教授会の定めるところにより、当該学部の教授の内から選出された者について学長が命ずる。

但し、右のほか、大学の特殊事情により必要と認められたるときは、重要職員中から学長が指令することができる。

(教授である評議員の任期)

才五条 教授である評議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

(権限)

才六条 評議会は、左に掲げる事項を審議決定する。

一 重要な規則の制定改廃に関する事項

二 本学の豫算案の編成に関する事項

三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設廃止に関する事項

四 人事に関する基準の設定に関する事項

五 学生定員に関する事項

六 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項

七 教職員及び学生の福祉・厚生及び学生の補導に関する事項

八 学生の懲戒に関する事項

九 法令の規定によりその権限に属せしめられた事項

一〇 その他本学の運営に関する重要事項

(議事及び運営)

才七条 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定める。

才三章 教授会

(設置)

才八条 各学部に教授会を置く。

(組織)

才九条 教授会は、学部長及び学部の教授の全員をもつて組織する。

2 教授会には、その定める規則に基づいて、助教及び非常勤講師を加えることができる。

(権限)

才十条 教授会は、当該学部における左に掲げる事項を審議決定する。

一 学科・講座(これに代るべきものを含む)並びに教育及び研究

に関する施設の設定廃止に関する事項

二 学科目の種類及び編成に関する事項

三 当該学部の豫算に関する事項

四 学生の入学、修了及び卒業の認定に関する事項

五 学生の試験に関する事項

六 学生団体・学生活動及び学生生活に関する事項

七 当該学部の議決を経る学生の懲戒に関する事項

八 法令の規定によりその権限に属せしめられた事項

九 その他当該学部の教育・研究及び運営に関する事項

才十一條 教授会の会議は、学部長が招集し、その議長となる。

2 教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定める。

才四章 学 長

(任期等)

才十二條 学長の任期は当該大学評議会の定めるところにより三年以上六年以内とし、再任を妨げない。

2 学長の任免・その他身分取扱については、国家公務員法及び教育公務員特例法の定めるところによる。

(職務)

才十三條 学長は、本学を総括し、これを代表する。

2 学長は、評議会の定めた方針にのっとり、本学運営の責に任ずる。

才五章 学 部 長

(任期等)

才十四條 学部長の任期は二年とする。

2 学部長の任免・その他身分取扱については、国家公務員法及び教育公務員特例法の定めるところによる。

3 学部長は、当該学部教授会の定めるところにより、再任を妨げない。

(職務)

才十五條 学部長は、当該学部を総括し、これを代表する。

2 学部長は、教授会の定めた方針にのっとり、学部運営の責に任ずる。

申 合 せ

才一常置委員会

(1) 学長の任期は、大学管理法才三試案経過規定により、同法が施行されるに至るまでは四年とし、昭和二十八年三月三十一日をもつて任期終了とする。

(2) 学部長の任期は、前項を準用することを原則とする。

但し、特殊事情のある場合はこの限りではない。」
なお、次の如き質疑が行はれた。

(一) 評議員の中に、各種の附置研究所等の長、一般教養部主事、事務局長、図書館長などを、正式にメンバーとするか、又はオブザーヴァーとするか。

(本項は、お茶の水女子大学において目下調査中である)

(二) 大学管理法案中問題となつてゐる商議会のことについては、才一常置委員会においては、暫く触れないことにする。

(三) 大学院のことについては、欠回の総回において審議すること。

(四) 学長選挙方法については、横浜国立大学において目下調査中である。

なお、進藤事務局長から

新聞ラヂオなどで報道放送された、所謂才一、才二の東大事件について、参考として詳細な説明があつた。

7、役員会

日 時 昭和二十七年五月二十四日 (土) 午後一時開会

場 所 東大講堂南側会議室において

出席者 全役員及び各常置委員会委員長

議事要録

森戸副会長(暫時、会長多忙につき代理。)

(去るメーデーに死亡した学生葬が東大当局により禁止されていたに拘はらず、本日東大構内アーケード前において、不法に強行されていた) 最中であつた。)

ご覽の通り東大構内の学生葬集會が鎮靜するまで会長を代理する旨を述べられ

来る五月二十七日二十八日の両日本協会の才五回総會が開催されるので、総會に於ける議事日程について協議決定した。

なお本協会役員任期は本年七月上旬をもつて満期となるので、才五回総會を機に選挙することとなつた。

矢内原会長、午後三時頃出席

進藤事務局長から本協会の会計報告

- (1) 昭和二十六年年度決算
 (2) 昭和二十七年年度豫算
 について説明があり

中山監事のご意見により豫算の歳出中に豫備費二十万円を計上することに修正の上承認された。

8、第五回総会

日時 昭和二十七年五月二十七日 (才一日) 午前九時半

場所 上野公園日本学術会議講堂において開会

出席者 各国立大学長

代理出席 (東工大、徳島大、静岡大、埼玉大、宇都

宮大学)

文部省 稲田大学学術局長、春山大学課長

要 録

森戸副会長より選挙の結果矢内原東大総長が会長に就任されたと紹介あつた後

矢内原会長議長席に着き、就任挨拶がありつゞいて一月、二月、三月五月の四回にわたる役員会の協議事項及び協会とこの処理事項について会務の報告があつた。

次いで、各常置委員長から、それ／＼所管の事項の報告が行はれた。

才一常置委員会、戸田委員長

国立大学管理法が未施行であるため、同法が施行されるまで、之に代る規程として、本委員会において一応草案を作成し、及び新制大学学長の任期について申合せを作成した旨を報告し、配布せるプリントについて説明があつた。

才二常置委員会、鈴木委員長

学生健康保険について、東大における基礎調査などから結論を得て、文部大臣宛に建議しておいた旨及び大学内に厚生補導研究会があつても、学内の雰囲気と学内当事者の理解によらねばその効果を挙げ得な

いであろう旨の報告があつた。

才三常置委員会、小池委員長

委員会を開催したが、転学については前総会の時の方針に変わりがない。医学部の修学年限は、所謂六・三・三・二・四年の方針にも変りがない旨の説明があつた。

才四常置委員会、沢田委員長

本委員会としては、大学の財政について研究を重ね、既に大学の整備施設について、各大学宛に中間報告を行った。施設費昨年度十億円の予算が今年度十三億円となつたのは、少額ではあるが一歩前進である旨を報告

次いで議事に入り大学管理規程試案及び学長の任期について、才一常置委員長より大学管理規程試案別紙配布のプリント(四月に開かれた才一常置委員会の項参照)について討論が行はれたが、結局、該規程試案は、一ツのモデル案として参考に資することにし、及び学長の任期に關する申合せは、更に各大学の事情も考慮に入れて研究することになつた。

役員選挙

会長から、本日、本協会の役員選挙を行ふが、その方法は前回通りでよいかを諮られ、了承を得た。選挙は各別に行い、信州大学は関東地区に入ることに決定した。そして、新役員は各二十八日総会終了後交代することになつた。

(昼休憩時中地区別に選挙を行う) 午後一時再開

会長から、選挙の結果を發表

理事としては、中国及四国地区において、徳島大学長が高知大学長に變つたのみで、そのほかは、全部再選された旨を報告

昭和二十六年年度決算及昭和二十七年年度豫算案

進藤事務局長より

1、昭和二十六年年度決算 (別紙プリント)

2、昭和二十七年年度豫算案 (ククク)

について説明承認を得た。中山監事から円末満は附さざるよう発言

があり。(その後円位に切上げた)

なお、地方税改正につき、大学で使用する電気、瓦斯に対する免税については、文部省で努力し、衆議院は通過したので参議院文部委員会に明二十八日午前中に陳情にゆきたいので協力を求められた。

引き続き、各常置委員は、それ／＼別室において会議を開催、午後五時散会

第五回総会

昭和二十七年五月二十八日 (才二日) 出席者 前日に同じ

総会を開く前午前十時から役員会(別室)を開き会長、副会長の選挙が行われた。

矢内原氏より辞退を申し出でられたが、全役員からの推薦により再び会長就任を承諾され、同時に森戸副会長も留任と決定した。次に、四ツの常置委員会を、七ツの常置委員会に増加することとしそれ／＼の委員を決定した。(別表本協会各役員表参照)

総会、午前十時四十五分開会

会長より、本協会に新に加入された神戸商船大学の学長大羽氏を紹介された後各常置委員会の各委員の発表があり、各委員長の互選は昼の休憩時に各委員会毎に行われその結果は後刻発表することとし、昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について各委員長から報告されこれを議題として議事が進められた。その結果は次の通りである。

才一常置委員会の所管事項

1 学長任期に関する申合せの提案は撤回する。

2 大学管理法の速かなる制定施行を望む、なおその際は、事前に当協会の意見を求められるよう文部省に申入れる。

3 大学院の設置については慎重且公平な実施を望む、殊に特色と実力ある大学には修士課程又は専攻科を置くことの出来るよう当局に申入れる。

才二常置委員会所管事項

- 1 健康管理施設の整備拡充を図りたい。
- 2 厚生補導に関する常設的教育機関を何れかの大学に設立するよう図りたい。
- 3 授業料減免の率を増加すること。
- 4 奨学資金の増額。
- 5 学生の簡易食堂の施設を造ること。
- 6 学内政治活動に関する研究調査を行うこと。

才三常置委員会所管事項

別段文部省に申入れるほどの件案はない。

才四常置委員会所管事項

1 大学債の件は研究の餘地があるので継続審議する。

大学財政の改善に関する決議案

我が国高等教育推進上現下の大学予算は頗る不十分であるが、さりとて我が国一般財政の実情に照し、急に多大の増額を期待し得ない、しかし、教育財政の一環として根本的に本問題を再検討し、これが充実調整を計る余地なしとせず、よつて政府は近く設置さるべき中央教育審議会をして本問題を慎重審議せしめ大学財政の改善を計られんことを要望する。

2 別紙決議案について委員長から説明の後決議として採択する。

次に電気・瓦斯等料金地方税免税について

鹿児島大学長から本日参議院に陳情にいつた模様について報告があつた。

次に、「フルブライト法の概要」について西村氏から説明があつた。(別掲参照)

その後才一、二、三、四、五、六、七各常置委員会が別室で開かれ委員長の互選が行はれ、それ／＼決定した(別掲参照)。昼食の午後一時散会才五回総会における最も重要な事項は、左記写の通り本協会会長より文部大臣宛に要請するところがあつた。

国大協庶才一〇六号

昭和二十七年六月十八日

文部大臣 天野貞祐殿

国立大学協会長 矢内原忠雄

先般国立大学協会は才五回の定時総会を開き、各大学に関する諸問題について熱心に研究協議をいたしました。新制大学発足以来四年、この間大学の目的達成のため孜孜として努力をつとめて来たのでありますが、その経験と実績及び大学の現状とに鑑み、左記事項は特に重要にして且つ緊急に措置されなければならないとの決論に到達しました。よつて全員一致の議を経て、これら事項の緊急に実現されるよう、ここに要請いたします。

記

一、大学管理法を速かに制定せられたく且つその際は事前に当協会の意見を求められたい。

新制大学発足して既に久しきに、大学管理法は未だに制定されない。新制度における大学の管理について、その基本的基準の確たる定めなきは重大なる缺陷といわなければならぬ。且つ實際上管理運営上区々の論議を醸し、支障亦少なからず、よつて早速に制定せられんことを要望する、同時にこの法の内容如何は国立大学管理上に重大な関係を持つことは当然であり、我々はこゝ数年の実地の経験を持つものであるから豫め法案作成にあつては本協会に意見を求められるよう要望して止まらぬ。

二、学生の健康管理施設の整備拡充をはかられたい。

戦時中並びに戦後の異常なる生活環境の中にその發育時期を過ごした現在の学生の健康は誠に憂うべき状態に在る。本協会は、さきに詳細なる調査に基いて健康保険組合について実現方を建議した。これと並んで健康管理と疾病の治療のため、各大学の区々にして不十分な現在の健康管理施設を早急に整備拡充することが最も必要である。

三、補導厚生に関する常設的教育機関をいづれかの大学に設置するよう計られたい。

今日の社会状態下における大学生の教育上特に重要となつて来たのは学生の補導厚生に関する面である。しかるに、これらの事項にして系統的に研究を遂げる何等の施設もなく、又その任に当るべき専門家養成について何等の常設もない。これは恆久策として重大な缺陷と思はれるのである。

四、国立大学の財政の確立と改善をはかられたい。

我が国高等教育推進上現下の大学豫算は頗る不充足であるが、さりとて我が国一般財政の実情に照し、急に多大の増額を期待し得ない。しかし教育財政の一環として根本的に本問題を再検討し、これが充実調整を計る餘地なしとせず、よつて政府は近く設置さるべき中央教育審議会をして本問題を慎重審議せしめ大学財政の改善を計られんことを要望する。

附、大学院の設置については慎重且つ公平なる実施を希望する。

1、大学院は実力のあるところのみ置き、先づこれを完備すべきである。

2、新しい大学にも特色と実力あるものは、修士課程または専攻科をおくべきである。

9、役員会

昭和二十七年六月十四日午後十時から東京大学大講堂会議室で文部省から稲田大学々術局長外一人出席の上開会され、学生の政治的運動について、特に文部省次官通達に関連すること、全学連に関する事、などについて、意見の交換が行われた。

10、第一常置委員会(新)

日時 昭和二十七年七月十八日(金)午後三時
場所 東京大学大講堂南側会議室において
出席者 富山委員長各委員

本日の会議はかねてから懸案となつて来た「国立大学長の選考と任期

とについて「慎重に審議した。
その結果を

国大協庶才一〇号 昭和二十七年八月十三日をもって。国立大学
長宛本協会進藤事務局長から報告済であるので、議事記録を省略する。

なお本件は次回の本協会総会に附議される予定である。
この会議の席上

本協会に今回才七常置委員会が設置されたのであるから、CIEの落
し子とも見られる別の存在を為している「教育大学協会」は、屋上屋を
架している窺もあるので、前者に合体した方がよろしいとの意見が出た。
午後六時散会

国大協庶才一〇号

昭和二十七年八月十三日

国立大学協会

事務局長 進藤 小一郎

国立大学 長殿

国立大学長の選考と任期についての委員会報告

本協会才一常置委員会は、七月十八日（金曜日）、東京大学大講堂南側
会議室において、同委員会を開催、かねてから懸案となつていた「国立
大学長の選考と任期について」慎重審議を行つた。その結果を左記及び
別紙調書の通り一応中間報告いたします。

なお、本件は次回の本協会総会に附議される豫定であります。

記

1、学長の選考について

(1) 選考方式

二重選挙の方式を採用すること。即ち推薦委員会を設けて、先ず学長候
補者数名を選出する。この候補者から学長を選挙することとする。

(2) 被選挙資格者

「適任者」とする。

教授、助教授と限定することなく、又学の内外を問はず、
学長として適任と思われる者とする。

(3) 学長候補者選挙資格者

(イ) 推薦委員会は現に教授会を構成する者の互選により、各学部
から一定数の委員を選出して適當の員数を以つて構成せる。

(ロ) 学長選挙資格者

原則として、教授会の構成員を選挙有資格者とするも、大学
の事情によつて、専任講師、事務局長、事務局各課長、厚生
部長、厚生部各課長を加えることができる。

備考

一般事務関係職員及び学生を加え、又はそれらの意を徴する
などのことは認めない。

2、学長の任期について

(1) 学長の任期については

国立大学管理法案才三十四条の定める通り、三年以上六年以内と
し、再選を妨げないこととする。而してこの原則に基づいて具体
的には各大学にて定める。

(2) 所謂新制大学の現学長の任期については

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理
に関する法律案の附則才六項の定めるところ（当該大学が設置さ
れた日から四年間）を認めるが、大学の事情によつて若干期間の
延長あるを妨げないこととする。

備考

昭和二十八年内に行はれる新制大学長の選挙において同一人
が選ばれた場合は、再選とは認めない、従つて、その任期に
ついては、その大学が三年以上六年以内において定めたもの
による。

学大沢金	大屋古名	学大形山	学大媛愛	学大阜岐	学大都京	学大橋一	大工京東	学
		適任者 (何人も推薦し得)	適任者	成るべく 無き時は 学内外	学 教 授 長	学名譽教授者 学部長 助教 助教授 講師(専)	適任者	
助教(専)教授		助教(専)手 事務官 事務官	助教(専)手 事務官 事務官	常勤 技専務官 技専務官	教 (専)授	上の外 助手 九級職 以上	教授総会 助教(専)手 講師(専)手	
評議員会が選挙母体となり候補者を選定 右候補者につき投票決定		選挙管理委員会 各学部一名に事務局長	才一 単記五十音順に発表 才二 単記五十音順に発表 才三 単記五十音順に発表 同点のときは年長順に二名につき再投票	才一 単記五十音順に発表 才二 三名連記十分の一以上の得票者五十音順に発表 才三 単記、最高得点者 全有効投票の二分の一以上の得点者	才一 二名連記才一候補者十名 才二 単記才二候補者三名 才三 右三名中より単記過半数以上の最高得点者 過半数以上の者無き時は再投し最高得点者	推薦委員会十名 (各学部各学科二名、各研究所二名) 才一 候補者三名推薦する 才二 右三名につき単記投票 才三 右三名の三分の二以上の最高得点者無き時は最高得票者二人につき決戦投票	互選九名の選考委員会 三名候補者 単記投票 過半数以上の得票者	過半数以上の得票者を選出 過半数以上の得票者なき時は才一位才二位得票者につき決戦投票
四 年	四 年		三 年	三 年	四 年	二 年	四 年	
可 計六年			可 通計五年	可 通計六年	可 通計六年	可	可	
					学長代理者 年長の学部長	推薦委員会は候補者を推薦しよう とするときは学生の総意を徴して 定める		

二、 会計報告

昭和26年度(自昭和26年4月1日至昭和27年3月31日)決算

国立大学協会

科 目	当初予算額	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	備 考
歳入の部	1,988,601.00	1,988,601.00	1,978,412.00	△ 10,189.00	
1. 会費	1,140,000.00	1,140,000.00	1,120,000.00	△ 20,000.00	収入減は会費未收のため 定期予金及び普通予金利子
2. 預金利子	15,000.00	15,000.00	24,811.00	9,811.00	
3. 前年度繰越額	833,601.00	833,601.00	833,601.00	0.00	
歳出の部	1,988,601.00	1,988,601.00	994,012.60	994,588.40	
A 事業費	706,500.00	706,500.00	466,160.00	240,340.00	
1. 会議費	256,500.00	326,500.00	280,010.00	46,490.00	50,000円調査研究費より流用増 20,000円調査研究費より流用増 70,000円役員会費及び委員会費 へ流用減
総会費	106,500.00	106,500.00	103,292.00	3,208.00	
役員会費	100,000.00	150,500.00	124,680.00	25,320.00	
委員会費	50,000.00	70,000.00	52,038.00	17,962.00	
2. 出版費	50,000.00	50,000.00	0.00	50,000.00	
会報発行費	50,000.00	50,000.00	0.00	50,000.00	
3. 調査研究費	400,000.00	330,000.00	186,150.00	143,850.00	
調査研究費	400,000.00	330,000.00	186,150.00	143,350.00	
B 事務費	1,282,101.00	1,282,101.00	527,852.60	754,248.40	
1. 人件費	800,000.00	800,000.00	372,980.00	427,020.00	

2. 備品費	100,000.00	100,000.00	1,290.00	98,710.00
3. 借用料	72,000.00	72,000.00	6,000.00	66,000.00
4. 消耗品費	50,000.00	50,000.00	27,891.60	22,108.40
5. 印刷費	20,000.00	20,000.00	11,340.00	8,660.00
6. 通信費	50,000.00	50,000.00	24,720.00	25,280.00
7. 旅費及交通費	100,000.00	100,000.00	37,616.00	62,384.00
8. 雑費	90,101.00	90,101.00	46,015.00	44,086.00
C. 次年度繰越額	0.00	0.00	984,399.40	984,399.40

昭和27年度(自昭和27年4月1日 至昭和28年3月31日) 豫算案

国立大学協会

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	2,169,300.00	
1. 会 費	1,165,000.00	229 学部 1 学部当り 5,000 円 計 1,145,000 円 前年度未收会費 20,000 円
2. 預 金 利 子	20,000.00	
3. 前 年 度 繰 越 額	984,300.00	
歳 出 の 部	2,169,300.00	
A. 事 業 費	862,000.00	
1. 会 議 費	387,000.00	71 大学 (150 人) 1 人 500 円 (茶菓弁当代) 計 75,000 円 年 3 回分 役員等 (20 人) 1 人 300 円 (茶菓弁当代) 計 6,000 円 年 15 回分
総 会 費	225,000.00	
役 員 会 費	90,000.00	

委員	費	72,000.00	委員等 (16人) 1人 300円 (茶菓弁当代) 計 4,800円 年15回分
2. 出版	費	75,000.00	
会報	発行	7,500.00	1部 150円 250部 計 37,500円 年2回分
3. 調査	研究	400,000.00	
調査	研究	400,000.00	調査会. 研究会 (手当. 車代. 茶菓その他)
B. 事務	費	1,107,300.00	
1. 人件	費	600,000.00	職員 3人 1人 年額平均 200,000円
2. 備品	費	50,000.00	書類戸棚. 机. 椅子等購入 (現在東大から借用中)
3. 借入	料	20,000.00	事務所賃借料 (ガス. 電気. 電話. 水道料等を含む)
4. 消耗品	費	80,000.00	
5. 印刷	費	70,000.00	
6. 通信	費	100,000.00	71大学 一回平均 2000円 年50回 (電報. 速達料等を含む)
7. 旅	費	100,000.00	
8. 雑	費	87,300.00	
C. 豫備	費	200,000.00	

收支総額 (昭和二十七年四月一日起算)
(昭和二十七年十月一日現在高)

A、収入

- (1) 前年度繰越額 九八四・三九九・四〇円
- (2) 会費 一、〇五〇・〇〇〇・〇〇円

(内二万円は昭和二十六年度分)

(3) 銀行利息

- 一四・五七二・六〇円
- 二、〇四八・九七二・〇〇円

B、支出

計出

- 五〇一・五一一・〇〇円
- 一、五四七・四六一・〇〇円

C、残額

D、支出内訳

- (1) 総会費 一〇四・五八三・〇〇円
- (2) 役員会費 一三・九三八・〇〇円
- (3) 委員会費 二八・九一五・〇〇円
- (4) 会報発行費 三七・五〇〇・〇〇円
- (5) 調査研究費 二九・〇〇〇・〇〇円
- (6) 人件費 一九八・〇二五・〇〇円
- (7) 備品費 六五〇・〇〇円
- (8) 借用料 三・六〇〇・〇〇円
- (9) 消耗品費 一二・〇一〇・〇〇円
- (10) 通信費 一三・二五〇・〇〇円
- (11) 雑費 一八・〇四〇・〇〇円
- (12) 豫備費 四二・〇〇〇・〇〇円

計

- 五〇一・五一一・〇〇円
- 一二五・〇〇〇・〇〇円

末納会費

(八大学、二十五学部)

(昭和二十七年十月一日現在)

会許事務

伊藤庶務課長が退官されたので、昭和二十七年三月から東京大学事務局鶴田会計課長に本協会の会計事務を監理していただくことになった。

三、彙報

1、國立大學協會會則

才一章 總則

- 才一條 本会は、国立大学協会と称する。
- 才二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。
- 才三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 国立大学の振興につき必要な調査研究
- 二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

才四條 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

才二章 會員

才五條 本会は、国立大学を會員として組織する。

才三章 役員

才六條 本会に、次の役員を置く。

一 會長 一人

二 副會長 一人

三 理事 十四人(會長、副會長を含む)

四 監事 二人

才七條 理事及び監事は、総会で會員の互選により定める。

2 會長及び副會長は、理事の互選により定める。

才八條 役員の職務は、次のように定める。

- 一 會長は、会務を総理し、本会を代表する
- 二 副會長は、會長を補佐し、會長に事故があるときは、その職務を代理する

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する

四 監事は、会計を監査する

才九條 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

才四章 會議

才十條 本会の會議は、総会および理事会とする。

2 総会及び理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

才十一條 総会は毎年一回會長が招集する。但し、會長が必要と認めるとき又は會員拾名以上から要求があつたときは、會長は、臨時に總會を招集することができる。

2 會長は、總會の議長となる。

才十二條 理事会は、毎年三回以上會長が招集する。

2 會長は理事会の議長となる。

才十三條 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、會長は、理事会の議を経て特別委員会を設けることができる。

才五章 會計

才十四條 本会の經費は、會費その他の収入をもつてあてて。

才十五條 本会の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終る。

才六章 雜則

才十六條 この會則の改正は、總會の議を経なければならぬ。

才十七條 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

才十八條 この會則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、國立大學協會役員 (昭和二十七年五月二十八日)

會長(理事) 矢内原忠雄(東京大)

副會長() 森戸辰男(広島大)

理事 官協 富(帯広畜産大)

常置委員会一覽

才一常置委員会(大学の組織・制度に関する問題)

委員長 富山 保(横浜国立大)

委員 大野 純 一(小樽商科大)

西沢 喜洋 芽(福島大)

安藤 一 雄(九州工業大)

高橋 純 一(信州大)

服部 峻治 郎(京都大)

岡出 幸 生(三重大)

辻田 力(愛媛大)

鰐淵 健 之(熊本大)

緒方 健三 郎(鹿児島大)

才二常置委員会(学科課程・入学試験に関する問題)

委員長 小池 敬 事(千葉大)

委員 井口 鹿 象(室蘭工業大)

佐野 秀之 助(秋田大)

西成 甫(群馬大)

井口 常 雄(静岡大)

高橋 里 美(東北大)

小池 敬 事(千葉大)

和田 小 六(東工大)

富山 保(横浜国立大)

戸田 正 三(金沢大)

勝沼 精 藏(名古屋大)

今村 荒 男(大阪大)

苦名 孝太 郎(高知大)

菊池 勇 夫(九州大)

鰐淵 健 之(熊本大)

中山 伊知 郎(一橋大)

田中 保太 郎(神戸大)

才三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長 鈴木 京 平(茨城大)

委員 島 善 隣(北海道大)

小倉 勉(山形大)

安達 禎(山梨大)

田中 丑 雄(東京農工大)

田中 保太 郎(神戸大)

糸魚川 祐三 郎(和歌山大)

佐々木 喬(鳥取大)

菊池 勇 夫(九州大)

菊植 鉄 三(商船大)

才四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 戸田 正 三(金沢大)

委員 今村 荒 男(大阪大)

高橋 隆 道(宮崎大)

松生 義 勝(東京水産大)

横田 純 太(京都学芸大)

長尾 優(東京医歯大)

鏑木 外岐 雄(宇都宮大)

丸井 清 泰(弘前大)

平沢 俊 雄(大阪外国語大)

才五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長 寺沢 寛 一(電気通信大)

高橋 里 美(東北大)

田所 哲太 郎(北海道学芸大)

大畑 文 七(滋賀大)

苦名 孝太 郎(高知大)

野口 明(お茶の水大)

増井 光 藏(大分大)

中沢 良 夫(京都工芸織大)

委員

鳥山喜一(富山大)

北川久五(大阪学芸大)

松山基範(山口大)

西久光(佐賀大)

竹内松次郎(福井大)

山根新治(島根大)

新関良三(埼玉大)

才六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長

沢田節藏(東京外語大)

委員

宮脇富(帯広畜産大)

鈴木重雄(岩手大)

和田小六(東京工業大)

中山伊知郎(一橋大)

勝沼精藏(名古屋大)

清水勤二(名古屋工業大)

神原甚造(香川大)

大羽真治(神戸商船大)

塚本玄門(福岡学芸大)

才七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長

柴沼直(東京教育大)

木下一雄(東京学芸大)

上野直昭(東京芸術大)

林道倫(岡山大)

橋本喬(新潟大)

青木文一(岐阜大)

内藤卯三郎(愛知学芸大)

落合太郎(奈良学芸大)

中田篤郎(奈良女子大)

高瀬清(長崎大)

3、フルブライト法の概要

一九五一年八月、日米両国の間に一つの協定が調印せられ、その際日本は米国のフルブライト法の規定する条項に基き、才二十四番目の協力国となつたのであるが、これは両国の友好関係を再建する過程に一つの重要な段階を画したものである。このような性質をおびた文化的双務的手段が国際理解を増進する上に極めて有効なものであることは他のフルブライト協力国の実例にても充分示されている。

フルブライト法はその成立五ヶ年にして、すでに米国とその協力諸国との間の人材交流を著しく増大せしめたのであつて、日本もこの度この協力国の仲間入りができたのである。

要するに、日本を含むこれらのフルブライト協力国は、米国政府財産たるある種の過剰軍需物資、例えば自動車、毛布といったものを米国政府から購入したのであるが、これはまた直ちにその国の経済再建を助け得る種類の物資である。このような過剰物資に対し購入国は米国に対し自国の通貨で弁済することができ、旨の協定がそれぞれの場合に限り極められている。斯くして日本に関する限り、フルブライト資金は専ら円貨の形で存在するのであつて、米国貨幣即ち弗貨に換価することはできない。従つてフルブライト法は、このような過剰物資購入国がそれぞれ自国の負債弁済のために支払つた通貨の一部を教育上の目的のためにこのような弁済国への来訪者として迎えられ米国人講師、研究員、大学院学生等の諸経費に支払うことができることと規定している。同法はまた、この負債資金が当該国の国民が米国へ研究のための渡航費に使用され得ることとまた場合によつては米国外に所在する米国の学校または高等教育施設で研究するための諸経費に使用されうると規定している。

即ち日本の大学を例にしていえば、立派な米人教師を招聘して自校の教職員として勤務せしめたり、米国人大学院学生を自校の大学院に入學せしめたりすることが、全部フルブライト資金から円貨で支給されるので何等の経済上の負担が大学にふりかゝることなしに実施できるのである。但しこの場合受入側としての大学が経済的に何かを提供したいと望

むことに一向差支えないことはいうまでもない。

また逆に日本人が米国に赴く場合は、日本の大学の講師、研究員及び大学卒業生若しくはそれと同等の学力を有するもので米国の大学で講議研究若しくは学習をなそうとするもの、中、米国滞在中の一切の費用に對し米国非貨による完全な保証を有しているものは、銓衡の上、往復の旅費「四貨」の支給を受けるよう申請することができるのである。

上述の米国人の選定は國務省と協力しつつ米国大統領に任命されかつ對外奨學資金委員会 (Board of Foreign Scholarships) として知られている著名な合衆国市民の一人によつて行われる。資金受領者は非常に嚴密な専門的かつ人格的条件を充足するとともに、当該日本の大学で歓迎されるかどうかを確めたのち始めて選定されるのである。

各フルブライト協力は對外奨學資金委員会の方針と協調した自國獨立の方針を定めるため米國側と自國側との合同委員会を持つてゐる。日本における委員会は在日合衆國教育委員会と稱するものであるが、次のような人々によつて構成せられてゐる。

ロバート・D・マーフィ氏

名誉委員長、米國大使

マーガレット・ウィリヤムス夫人

委員長、米國大使館文化交流部文化部長

龜山直人博士

日本學術會議會長

島田孝一博士

早稲田大學總長

ゴールドン・ポールズ博士

東京大學招聘教授

宮崎 章氏

外務省情報文化局長

前田 多門氏

大日育英會會長

B・J・グリフィス氏

グリフィス會社社長

C・ネルソン・スピックス博士

米國大使館政治部長

昨年度においてフルブライト事業計画によつて大学院學生一〇〇〇名、教授ならびに研究員二四七名が渡米し、米國人教授ならびに研究員二五〇名が外國へ渡航することが出來た。

一九五二年以後はこの學者交流事業に日本も加わることが期待されてゐる。即ち、日米兩國の教育家と學生がこの事業を支持して參加すれば

するほど、それだけ兩國は測り知り得ぬ恩惠を蒙ることになるのである。

註

本文に於て講議とは講義示説等によつて主として學生の教育に當るもので、日本における大學の教授助教講師等の格式を有するものを言ひ、研究員とは主として自己の研究を事として時に研究の指導にも當り得るものを指し、上述の所謂講師と全く同等の格式を有するものである。勿論この區別は、前者が研究に従事し、後者が講議にも當り得ることは妨げるものではなす。

4、左記の通り請願書を提出して置いた

(写)

記

今回の地方税法改正に伴い電氣瓦斯の免税に關する請願

請願者 東京都文京区本富士町一番地

東京大學内

國立大學協會長 矢内原忠雄

紹介議員

昭和二十七年五月十九日

衆議員議長 氏名 殿 (別通)

參議員議長 氏名 殿 (別通)

請願の理由

教育研究は公益事業であり、文化國家建設の基盤でありますことは論をまぢません。而しながらこれに對する経費は極めて小額でありまして教育研究上に大きな支障を來しております。

國會ならびに政府におかれましても右の点を御認識されました物品税、関税等については既に免税措置が講ぜられてゐるのであります。電氣、瓦斯税については、何等の措置が講ぜられていないのであります。しかも、光熱費が教育及び研究費に占める地位は非常に多額に及んでおり、教育上研究上に多大の障害を來しておりますので、今回の地方税法改正に當りまして教育研究等に対する電氣、瓦斯税を是非とも免除され

たいのでお願いいたします。

5、大学設置審議会委員候補者推薦について

この件について、昭昭二十七年六月十二日文部次官から依頼があつたので、六月十八日国大協庶才一〇五号をもつて本協会長より文部次官宛に左記四名を推薦した。

記

和歌山大学長	糸魚川 祐三郎
横浜国立大学長	富山 保
神戸大学長	田中 保太郎
東京農工大学長	田中 丑雄

6、記念品贈呈

南原前会長のご尽力に報ゆるため、何かと記念品を探していたところ五月三十一日に先生の希望もあり欧文タイプライター（ヘルメス・ポータブル・ケースと属品つき老朽、四万二千円）を求め、おくれげながら、ようやく御受納していただいた。

7、調査資料送付

昭和二十七年八月二十日国大協庶才一一三号をもつて

一、東京大学における
学生健康保険のための基礎調査

二、別冊 右同 (数表)

を本協会事務局より各国立大学事務局長にそれぞれ送付して置いた。

8、和田理事ご逝去

(昭和二十七年六月十一日午前零時二十分)

東京工業大学長昭田小六氏のご逝去を悼み、本協会理事としての多年の功勞を謝し、御葬儀当日六月十五日(日)には、矢内原会長参列し、本会から弔辭と生花をおくりました。